

西予市
第6期高齢者福祉計画・
介護保険事業計画

(計画期間：平成27年度～29年度)

平成27年3月

西予市

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第 1 章 計画策定にあたって | 1 |
| 1. 本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の歩み | 1 |
| 2. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本的事項 | 2 |
| 3. 第 6 期介護保険事業計画で求められること | 4 |
| 4. 第 6 期介護保険事業計画のポイント | 5 |
| 第 2 章 本市の高齢者の状況 | 7 |
| 1. 人口の推移 | 7 |
| 2. 高齢者人口の予測 | 8 |
| 3. 高齢化の状況 | 9 |
| 4. 認知症高齢者 | 10 |
| 5. 認定者 | 11 |
| 6. 介護保険サービスの利用 | 13 |
| 第 3 章 第 6 期計画に向けての課題 | 14 |
| 1. 高齢者福祉事業 | 14 |
| 2. 介護保険事業 | 17 |
| 3. 第 6 期計画の重点課題 | 20 |
| 第 4 章 計画の基本的事項 | 27 |
| 1. 将来像・基本目標・施策体系 | 27 |
| 2. 日常生活圏域 | 28 |
| 3. 計画の推進 | 30 |
| 第 5 章 推進する施策 | 32 |
| 基本目標 1 高齢者が元気なまち | 32 |
| 1. 介護予防の推進 | 32 |
| (1) 新しい介護予防の推進 | 33 |
| (2) 壮年期からの介護予防 | 36 |
| 2. 生きがいづくりと社会参加の促進 | 38 |
| (1) 社会参加の促進 | 38 |
| (2) 多様な活動の支援 | 39 |

| | | |
|--------------|-----------------------------------|-----------|
| 基本目標 2 | いつまでも安心して暮らせるまち | 41 |
| 1. | 地域包括ケアシステムの構築 | 41 |
| (1) | 包括的支援事業の充実 | 42 |
| (2) | 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の展開 | 44 |
| (3) | 在宅医療・介護連携の推進 | 46 |
| (4) | 認知症高齢者施策の推進 | 47 |
| (5) | 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 | 51 |
| 2. | 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備 | 54 |
| (1) | 生活環境の整備 | 54 |
| (2) | 安心・安全な地域づくりの推進 | 56 |
| (3) | 高齢者の虐待防止 | 58 |
| (4) | 自立を支えるサービスの提供 | 59 |
| 基本目標 3 | 介護保険サービスが充実しているまち | 61 |
| 1. | 持続可能な介護保険の運営 | 61 |
| (1) | 介護保険サービス提供の充実 | 61 |
| (2) | サービスの質的向上・安全性の確保と情報提供の充実 | 63 |
| 2. | 家族介護者への支援 | 66 |
| 第 6 章 | 介護保険事業の見込み | 67 |
| 1. | 被保険者数の見込み | 67 |
| 2. | 要介護（要支援）認定者数の見込み | 68 |
| 3. | 施設・居住系サービス利用者数の見込み | 69 |
| 4. | 介護サービス基盤の整備方針 | 71 |
| (1) | サービスの体系 | 71 |
| (2) | サービス利用量の一覧 | 72 |
| (3) | 総給付費 | 74 |
| (4) | 地域支援事業費の見込み | 75 |
| (5) | 介護保険事業費の見込みと財源 | 78 |
| 5. | 介護保険料の算定 | 79 |
| 6. | 本市の第 1 号被保険者が負担する保険料の設定 | 80 |
| 資 料 編 | | 81 |
| | 西予市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱 | 81 |
| | 西予市第 6 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿 | 82 |
| | 策定委員会開催状況 | 83 |
| | 意見書 | 84 |

第1章 計画策定にあたって

1. 本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の歩み

明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町の合併により誕生した本市は、平成26年4月1日で合併後10年を迎えました。

合併以前の計画については、各旧町での介護保険制度の創設による第1期介護保険事業計画並びに高齢者保健福祉計画（平成12～16年度）の策定に続き、平成14年には第2期計画（平成15～19年度）として見直しました。その後、平成16年4月1日の合併により新市の第2期計画（平成16～19年度）を策定し、これ以降、両計画の下に介護保険事業並びに高齢者保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

図表1 本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の歩み

| 平成 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | |
|-------------|-----|----------|-------------|------------|----------|-----|-----|-----|----------|-----|-----|----------|-----|-----|----------|-----|-----|-----|--|
| 第1期(旧5町で策定) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ▲ 見直し | 第2期(旧5町で策定) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | ▲ 見直し | 第2期(新市で策定) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | ▲ 見直し | 第3期 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | ▲ 見直し | 第4期 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | ▲ 見直し | 第5期 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | ▲ 見直し | 第6期 | | | |

注：第1・第2期介護保険事業計画の計画期間は5年間で、3年ごとにローリングを行うこととされました。第3期計画以降は3年ごとの策定となっています。

2. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本的事項

(1) 法的な位置づけ

高齢者福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

第2期計画までは、「介護保険法」「老人福祉法」「老人保健法」に基づき介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を一体的に策定することが求められていましたが、医療制度改革による改正法の施行により、「高齢者の医療の確保に関する法律」（平成20年施行）に改称され、保健事業は健康増進法へ移行しました（75歳以上の老人医療は後期高齢者医療制度へ移行）。

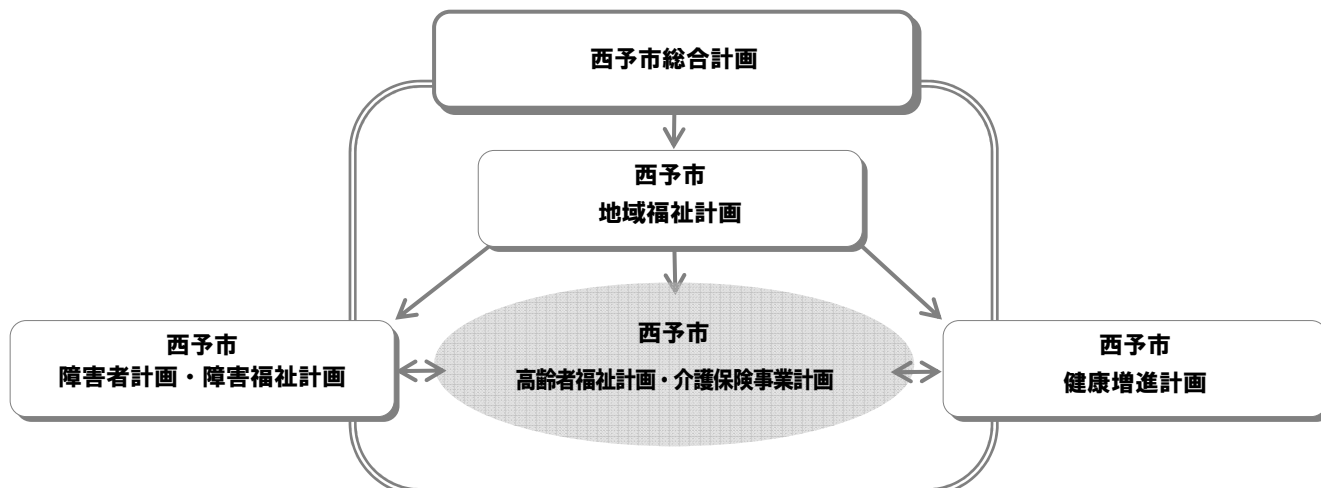
本市では、西予市健康増進計画に基づき市民の健康づくりを推進してきたことから、介護予防事業をはじめとする保健関連施策を高齢者福祉計画として、介護保険事業計画と一体的に策定することとしています。

| | |
|---------------------------|---|
| 老人福祉法 第20条の8 | 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。 |
| 介護保険法 第117条第1項 | 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。 |

(2) 関連する計画

本計画は、西予市総合計画、地域福祉計画をはじめ、関連する計画との整合に配慮しています。また、県、国の関連計画（「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を含む）等との整合性を図って策定しています。

図表 2 本計画と他計画等との関係



(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度の3年間とします。

(4) 策定体制

本計画の策定にあたり、被保険者、学識経験者、医療、保健、福祉等の従事者、介護サービス事業者等で構成される「西予市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、意見及び提言を受け、計画に反映しています。

(5) 意向把握

平成26年に日常生活圏域ニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）を以下の通り実施しました。

図表 3 日常生活圏域ニーズ調査の概要

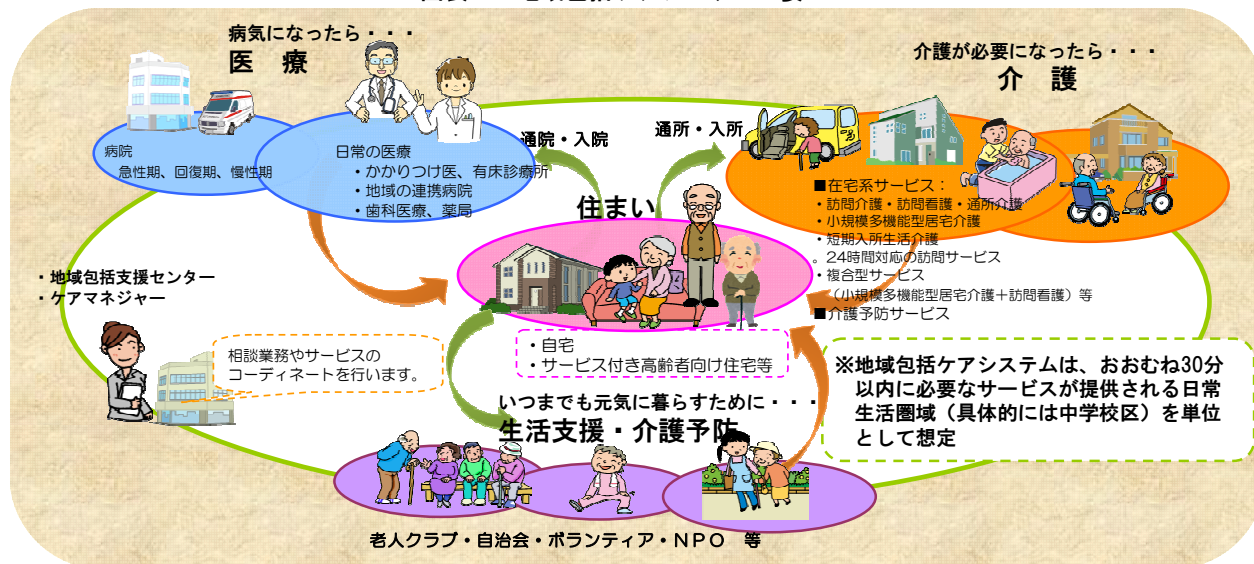
| | 内 容 | 備 考 |
|-------------|---|---|
| 対象者 | 65歳以上の市民 | 要支援・要介護認定者を含む |
| 配布数 | 1,000(認定者200、非認定者800) ※非認定者とは要介護・要支援認定者以外をいう | 平成23年に実施した前回調査を踏襲し、要支援者・要介護者(要介護2以下)と非認定者の割合を1:4に設定し、かつ各圏域の高齢者人口比により配布数を設定 ----- 明浜・宇和圏域(認定者107、非認定者363) 野村・城川圏域(認定者57、非認定者283) 三瓶圏域(認定者36、非認定者154) |
| 回収率 | 回収率:74.1% 有効回収率:72.9% | |
| 方 法 | 郵送による配布・回収 | |
| 調査時期 | 平成26年5月12日～6月19日 | |
| 調査項目 | 国の調査項目(家族・生活状況、運動・閉じこもり、転倒・口腔・栄養、物忘れ、日常生活、社会参加、健康) 本市独自の調査項目(介護予防、認知症) | |

3. 第6期介護保険事業計画で求められること

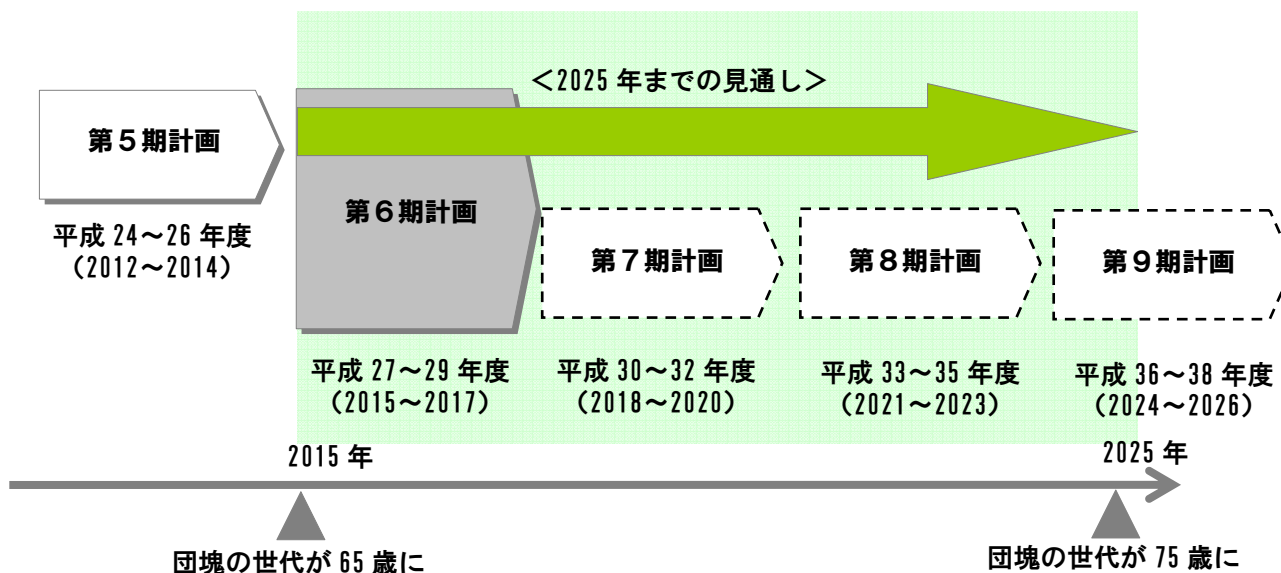
平成18年度からの第3期計画では、介護予防重視型システムへの転換や身近な地域でのサービスを提供する地域密着型サービスの創設などを内容とする介護保険制度改正が行われました。平成24年度からの第5期計画では、平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画として位置づけられたほか、日常生活圏域において医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」実現のための取組みがスタートしました。

今回策定する第6期計画は、団塊の世代が75歳に到達する2025年に向けた「地域包括ケア計画」として、第5期計画で開始した地域包括ケアシステム実現のための方向性を継承しつつ、各取組みを発展させていくことが求められています。

図表4 地域包括ケアシステムの姿



図表5 第6期介護保険事業計画の位置づけ



4. 第6期介護保険事業計画のポイント

2025年に向けた「地域包括ケア計画」として位置づけられる第6期計画は、在宅医療・介護連携をはじめとする以下の5項目の取組みを本格化していくことが求められています。

図表 6 国が描くスケジュール

| | 25～26年度 | 27～29年度 | 30年度～ |
|----------------|---|--|---|
| 医療・介護連携 | <ul style="list-style-type: none"> ■25年 地域医療再生基金を活用した事業実施※1 ■26年 介護保険法改正（在宅医療・介護連携拠点の機能を地域支援事業※2へ位置づけ） | <ul style="list-style-type: none"> ■27年4月 改正法施行 ■取り組み可能な市町村から順次実施 | <ul style="list-style-type: none"> ■すべての市町村で実施 |
| 認知症施策 | <ul style="list-style-type: none"> ■25年 認知症初期集中支援チームのモデル事業の実施等 ■26年 介護保険法改正（地域支援事業へ位置づけ） | <ul style="list-style-type: none"> ■27年4月 改正法施行 ■取り組み可能な市町村から順次実施（小規模市町村では共同実施等も可能） | <ul style="list-style-type: none"> ■すべての市町村で実施（小規模市町村では共同実施等も可能） |
| 地域ケア会議 | <ul style="list-style-type: none"> ■26年 地域ケア会議の推進 ■26年 介護保険法改正（法定化、守秘義務等） | <ul style="list-style-type: none"> ■27年4月 改正法施行 ■法定化による地域ケア会議の確実な実施 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域ケア会議の充実 |
| 生活支援 | <ul style="list-style-type: none"> ■26年 生活支援の基盤整備 ■生活支援コーディネーターの研修実施 ■26年 介護保険法改正（地域支援事業へ位置づけ） | <ul style="list-style-type: none"> ■27年4月 改正法施行 ■29年4月までにすべての保険者で「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を実施 ■生活支援コーディネーターの配置や協議会の設置を順次推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■生活支援サービスの充実 |
| 介護予防 | <ul style="list-style-type: none"> ■効果的・効率的な介護予防の取組み事例を全国展開する観点から市町村を支援 | <ul style="list-style-type: none"> ■地域においてリハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組みの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■効果的・効率的な介護予防の取組みの充実 |

※1 県では地域医療再生計画（案）として、「在宅医療の推進」について「在宅医療を担う機関の連携体制」（郡市医師会が主体となり、在宅医療に取り組もうとする多職種の関係者を対象とした意見・情報交換会や先進事例に関する研究会等の開催、「在宅医療の充実強化事業」「在宅医療を担う看護力強化事業」を推進。

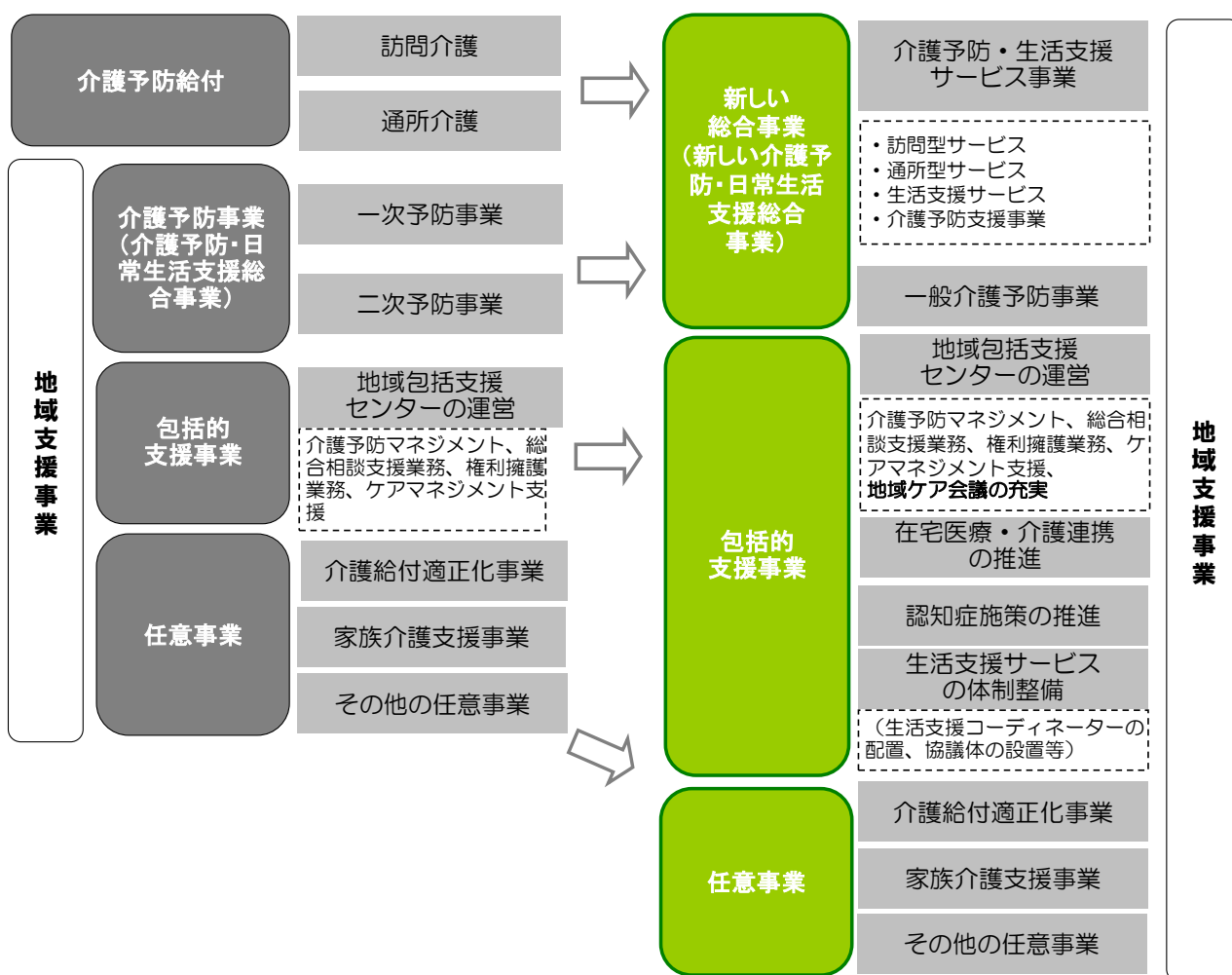
※2 在宅医療・介護の連携推進が介護保険法の中で制度化されたことにより、介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市町村が主体となり郡市医師会等と連携しつつ取り組む。

第1章 計画策定にあたって

また、今回の介護保険制度改正では、従来の予防給付のうち、訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行し、新たに「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」として位置づけられました。

この新しい総合事業は、要支援認定者と基本チェックリスト該当者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」とすべての高齢者が利用できる「一般介護予防事業」で構成されています。

図表 7 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の構成



本市は、平成 29 年 4 月から新しい総合事業へ移行することを予定し、平成 27、28 年度は準備期間と位置づけていますが、提供体制が整い次第、速やかに移行します。

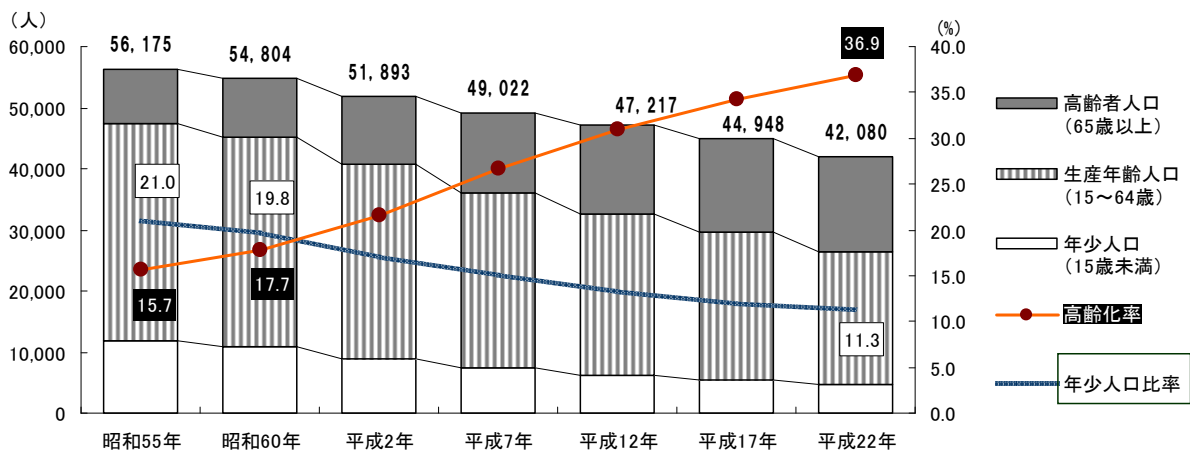
第2章 本市の高齢者の状況

1. 人口の推移

昭和55年、60年、平成2年で5万人台であった総人口は平成7年以降4万人台で推移し、平成22年には約4.2万人となっています。

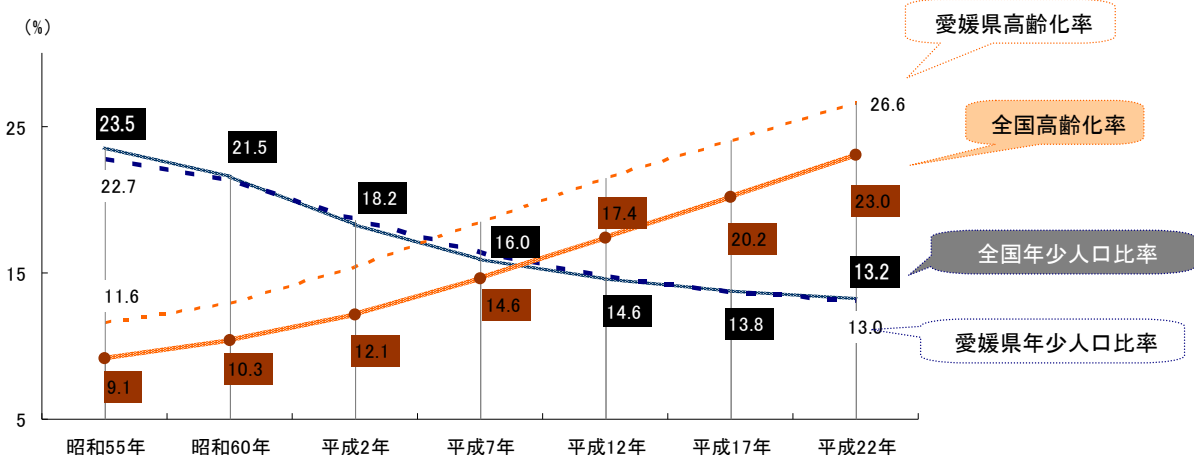
内訳をみると、昭和55年には15歳未満の年少人口の割合が21.0%、65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）が15.7%でしたが、全国、県よりも早く平成2年に高齢化率が21.5%と年少人口の割合（年少人口比率）の17.2%が逆転しました。平成22年には高齢化率が36.9%と年少人口比率（11.3%）の3倍を超える水準となっています。

図表8 総人口・年齢3区分人口の推移



資料：各年国勢調査

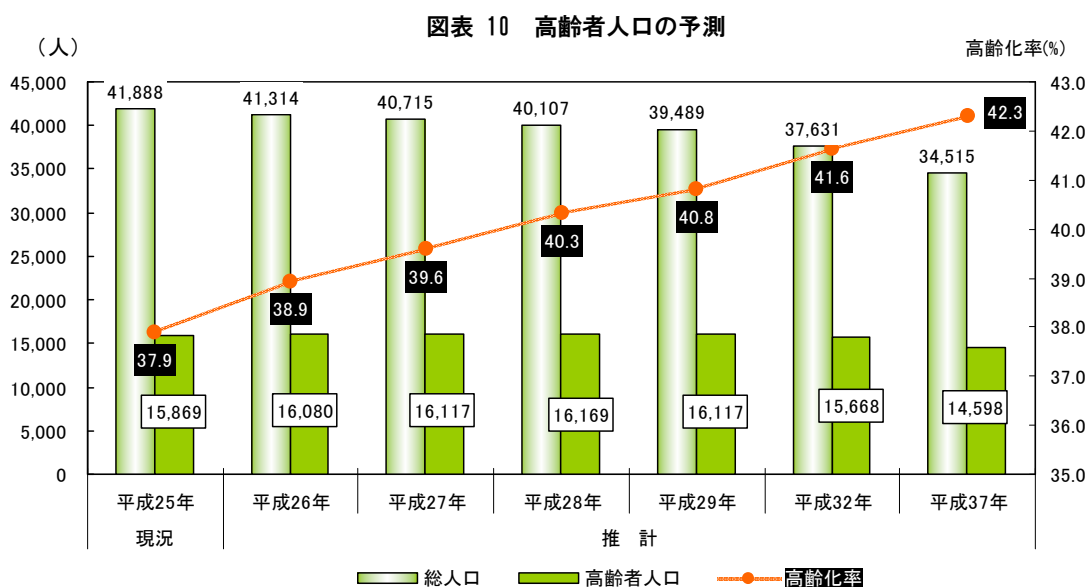
図表9 参考（全国・愛媛県の高齢化率・年少人口比率の推移）



資料：各年国勢調査

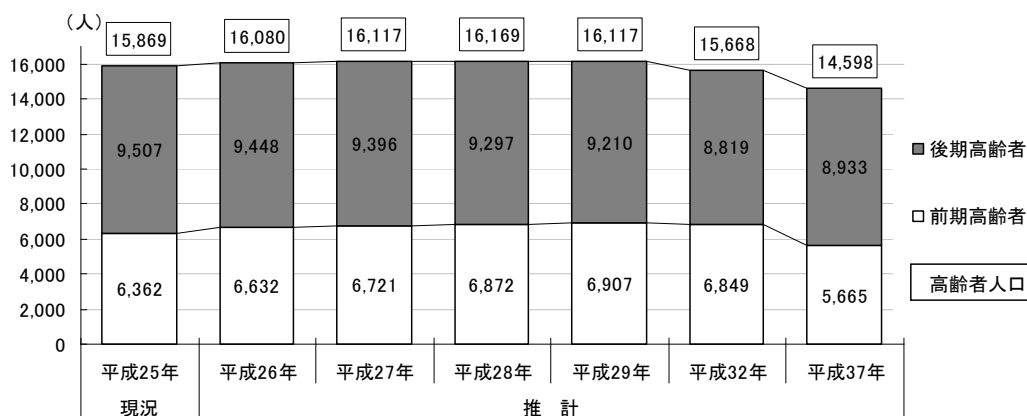
2. 高齢者人口の予測

本市の高齢者人口は本計画期間中の平成28年でピークを迎え、その後は減少するものと見込んでいます（図表10）。団塊の世代が75歳に到達する平成37（2025）年では、高齢者人口が約1.5万人、高齢者人口の割合は42.3%と予測され、前期高齢者が5千人台、後期高齢者が9千人弱と見込まれます（図表10、図表11）。



資料：平成20～25年の住民基本台帳人口（10月1日）に基づく予測値（外国人含む）

図表 11 前期高齢者・後期高齢者人口の推移と予測



資料：平成20～25年の住民基本台帳人口（10月1日）に基づく予測値（外国人含む）



わが国の高齢者人口は平成54（2042）年に3,878万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、平成47（2035）年に33.4%、54（2042）年以降は高齢者人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、72（2060）年には39.9%と推計されています。なお、75歳以上人口は平成29（2017）年には65～74歳人口を上回り、その後も増加傾向が続くものと見込まれています（平成26年度版高齢社会白書）。

国連の報告書では、高齢化率が7%になると「高齢化社会」、14%になると「高齢社会」、21%になると「超高齢社会」と定義されています。

3. 高齢化の状況

平成26年の本市の高齢化率は38.51%と県内市の平均(28.07%)を大きく超え、県内町の平均(34.24%)をも超えています。後期高齢者の総人口に対する比率についても22.89%と県内市・町いずれの平均も超える水準にあります(図表12)。

図表12 県内市における高齢化の状況(平成26年)

| | 総人口 | 65歳以上人口 | 前期高齢者 | 後期高齢者 | 高齢化率 | 後期高齢者比率 | 高齢化率の県内市町順位 |
|------------|---------------|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------|-------------|
| 松山市 | 515,992 | 124,715 | 64,102 | 60,613 | 24.17% | 11.75% | 20 |
| 今治市 | 166,656 | 51,994 | 25,892 | 26,102 | 31.20% | 15.66% | 12 |
| 宇和島市 | 82,324 | 27,897 | 12,759 | 15,138 | 33.89% | 18.39% | 10 |
| 八幡浜市 | 37,096 | 13,007 | 5,887 | 7,120 | 35.06% | 19.19% | 9 |
| 新居浜市 | 123,696 | 35,904 | 17,649 | 18,255 | 29.03% | 14.76% | 14 |
| 西条市 | 113,289 | 32,166 | 14,899 | 17,267 | 28.39% | 15.24% | 15 |
| 大洲市 | 46,672 | 14,600 | 6,206 | 8,394 | 31.28% | 17.99% | 11 |
| 伊予市 | 38,687 | 11,378 | 5,302 | 6,076 | 29.41% | 15.71% | 13 |
| 四国中央市 | 91,222 | 25,626 | 12,230 | 13,396 | 28.09% | 14.69% | 16 |
| 西予市 | 41,499 | 15,981 | 6,483 | 9,498 | 38.51% | 22.89% | 6 |
| 東温市 | 34,076 | 9,120 | 4,319 | 4,801 | 26.76% | 14.09% | 19 |
| 市計 | 1,291,209 | 362,388 | 175,728 | 186,660 | 28.07% | 14.46% | - |
| (町計) | 137,737 | 47,158 | 20,642 | 26,516 | 34.24% | 19.25% | - |

資料：愛媛県「高齢者人口等統計表(愛媛県長寿介護課)」平成26年4月1日住民基本台帳

高齢者に関する指標を全国と比べると、高齢化率(65歳以上人口の割合)、後期高齢化率(75歳以上人口の割合)、高齢親族のいる世帯、高齢単身者世帯、高齢夫婦世帯の割合はいずれも上回る水準にあり、後期高齢化率は全国のおよそ2倍、高齢単身者及び高齢夫婦世帯の割合はおよそ1.8倍となっています(図表13)。

図表13 高齢者に関する指標の全国・県との比較

| | 高齢化率(%) | 後期高齢化率(%) | 高齢親族のいる世帯(%) | 高齢単身者世帯(%) | 高齢夫婦世帯(%) |
|------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| 西予市 | 36.9 | 21.8 | 57.9 | 16.6 | 18.6 |
| 全国 | 23.0 | 11.1 | 37.3 | 9.2 | 10.1 |
| 愛媛県 | 26.6 | 14.1 | 42.7 | 9.0 | 10.9 |

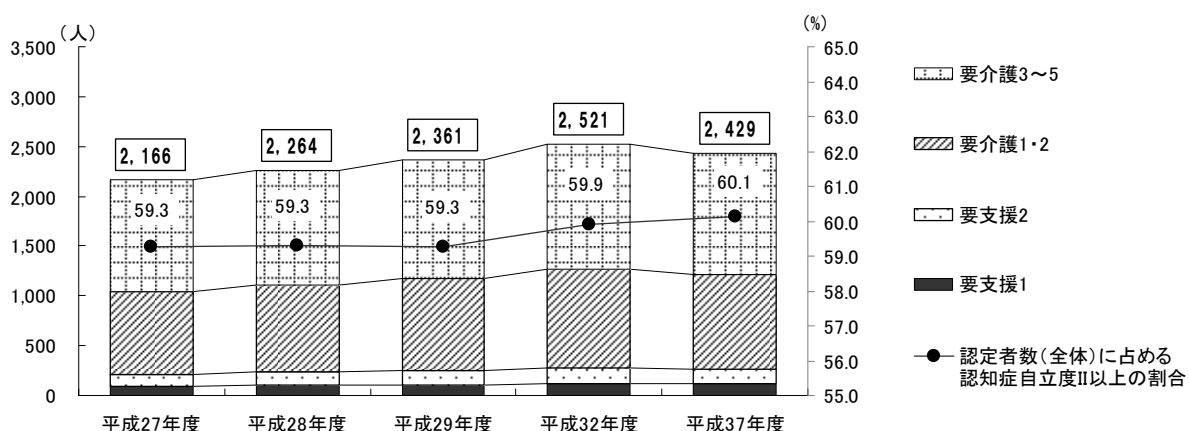
資料：平成22年国勢調査

4. 認知症高齢者

平成24年度の要介護認定における1次判定結果を用いた認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ¹以上の割合で推計すると、平成27～29年度は2,100人から2,300人で推移し、平成32年度、37年度では約2,500人と予測されます。

なお、平成26年度のニーズ調査（図表3参照）では、要介護認定を受けていない一般高齢者（601人）において、認知症の行動・心理症状がみられる割合（認知機能の障害程度3レベル以上）は1.7%であったことから、上記の予測を上回ることが想定されます。

図表14 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の予測



資料：介護保険事業計画用ワークシート

<参考> 要介護（支援）認定者に占める認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合（平成24年度）

| | | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1・2 | 要介護3～5 |
|------------|---------|------|------|--------|--------|
| 認知症日常生活自立度 | | Ⅱ以上 | Ⅱ以上 | Ⅱ以上 | Ⅱ以上 |
| 男 | 第1号被保険者 | | | | |
| | 65～69歳 | 40.0 | 0.0 | 41.7 | 80.0 |
| | 70～74歳 | 25.0 | 20.0 | 40.0 | 66.7 |
| | 75～79歳 | 0.0 | 37.5 | 45.8 | 75.0 |
| | 80～84歳 | 10.0 | 15.8 | 60.6 | 83.3 |
| | 85～89歳 | 28.6 | 16.7 | 56.4 | 72.1 |
| | 90歳以上 | 66.7 | 40.0 | 78.9 | 93.1 |
| | 第2号被保険者 | 33.3 | 0.0 | 16.7 | 66.7 |
| 総数 | | | | | |
| 女 | 第1号被保険者 | | | | |
| | 65～69歳 | 50.0 | 0.0 | 60.0 | 80.0 |
| | 70～74歳 | 0.0 | 10.0 | 60.0 | 80.0 |
| | 75～79歳 | 11.8 | 17.6 | 56.1 | 61.1 |
| | 80～84歳 | 15.4 | 23.7 | 67.3 | 84.8 |
| | 85～89歳 | 13.9 | 17.1 | 70.7 | 83.1 |
| | 90歳以上 | 23.5 | 44.1 | 80.4 | 84.5 |
| | 第2号被保険者 | 0.0 | 0.0 | 20.0 | 50.0 |
| 総数 | | | | | |

資料：介護保険事業計画用ワークシート

¹ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ：

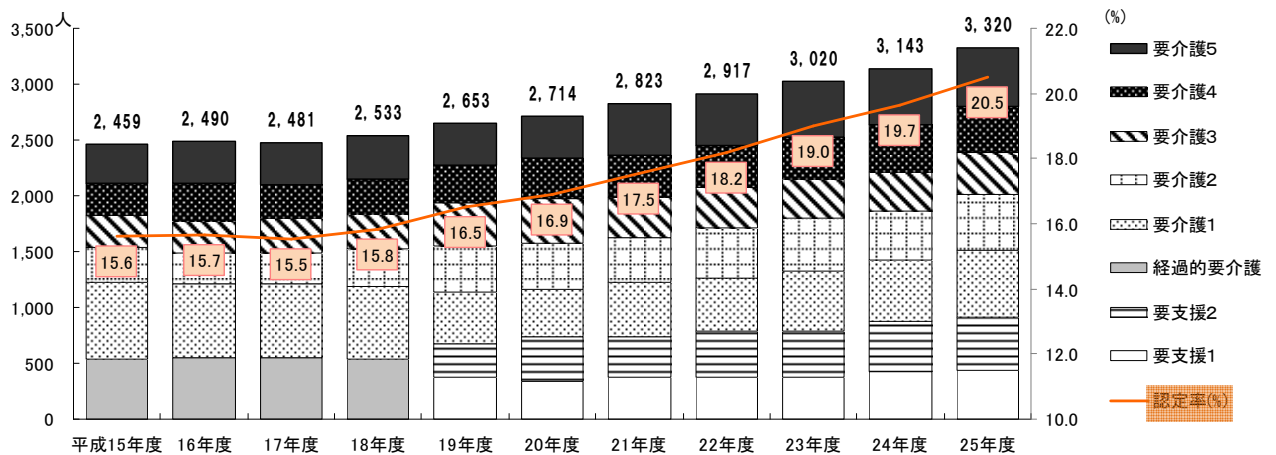
「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる」状態をいいます。

5. 認定者

平成25年度の認定者総数は平成15年度(2,459人)のおよそ1.35倍の3,320人となっており、認定率(65歳以上人口に対する認定者の比率)では平成15年度の15.6%から平成25年度では20.5%に増加しています(図表15)。認定率の内訳では、第1号被保険者は10%台後半から20%台、前期高齢者は3~4%台、後期高齢者は20~30%台、第2号被保険者は0.5%前後で推移しており(図表16)、第2号被保険者認定率以外は全国をやや下回っています(図表17)。

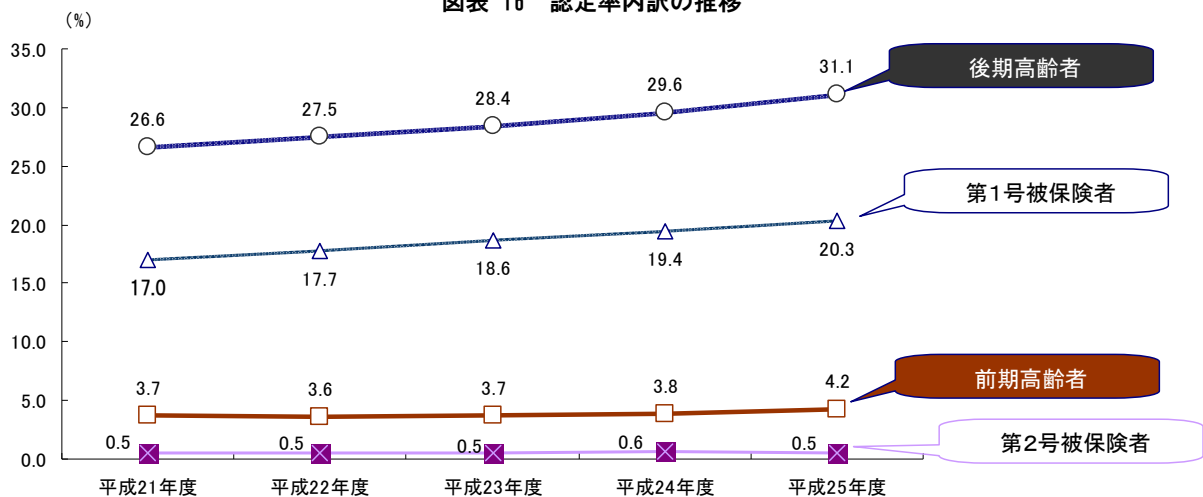
構成比で見ると軽度(要支援1・2、要介護1)が1,514人の45.6%、中度(要介護2・3)が876人の26.4%、重度(要介護4・5)が930人の28.0%を占めており、軽度層の高い状態が続いていますが、全国と比べると重度層の割合が高く、中度・軽度の割合が低い水準で推移しています(図表18、図表19)。

図表15 要介護・要支援認定者数の推移



資料：各年介護保険事業報告(年報)

図表16 認定率内訳の推移



資料：介護保険事業計画用ワークシート

第2章 本市の高齢者の状況

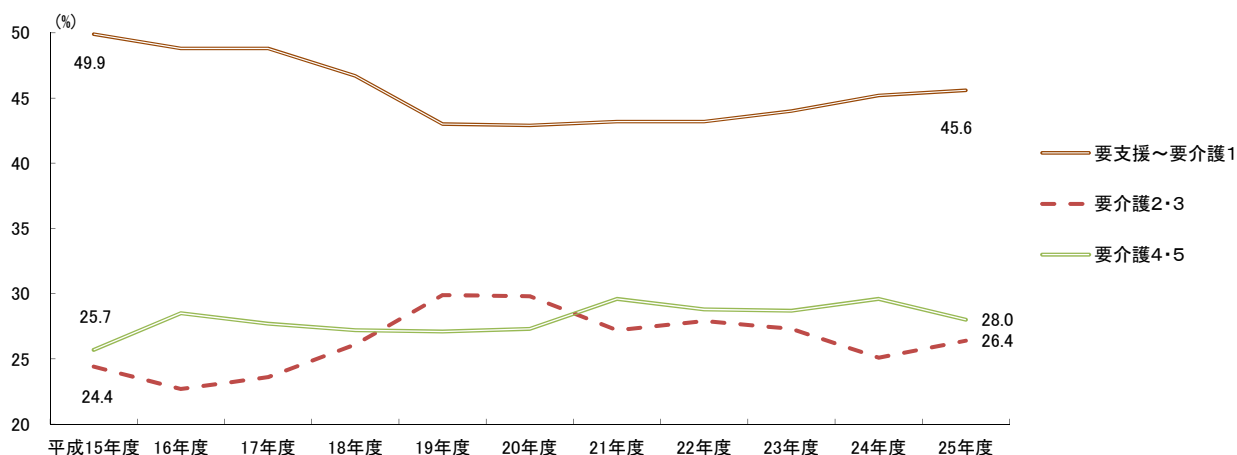
図表 17 認定率の内訳の全国との比較

(単位：%)

| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | |
|-----------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|------|
| 第 1 号被保険者 | 西予市 | 17.0 | 17.7 | 18.6 | 19.4 | 20.3 | |
| | 全 国 | 18.9 | 19.5 | 20.1 | 20.5 | 20.9 | |
| | 前期高齢者 | 西予市 | 3.7 | 3.6 | 3.7 | 3.8 | 4.2 |
| | | 全 国 | 4.3 | 4.3 | 4.4 | 4.4 | 4.4 |
| | 後期高齢者 | 西予市 | 26.6 | 27.5 | 28.4 | 29.6 | 31.1 |
| | | 全 国 | 29.5 | 29.9 | 30.4 | 31.0 | 32.0 |
| 第 2 号被保険者 | 西予市 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.6 | 0.5 | |
| | 全 国 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | |

資料：介護保険事業計画用ワークシート

図表 18 認定者の構成比の推移



資料：各年介護保険事業報告（年報）

図表 19 認定者の構成比の全国との比較

(単位：%)

| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 要支援～要介護1 | 西予市 | 43.2 | 43.2 | 44.0 | 45.2 | 45.6 |
| | 全 国 | 43.3 | 43.9 | 44.3 | 45.0 | 46.3 |
| 要介護2・3 | 西予市 | 27.2 | 27.9 | 27.3 | 25.1 | 26.4 |
| | 全 国 | 32.6 | 31.6 | 31.5 | 31.3 | 30.7 |
| 要介護4・5 | 西予市 | 29.6 | 28.8 | 28.7 | 29.6 | 28.0 |
| | 全 国 | 24.1 | 24.4 | 24.2 | 23.7 | 23.0 |

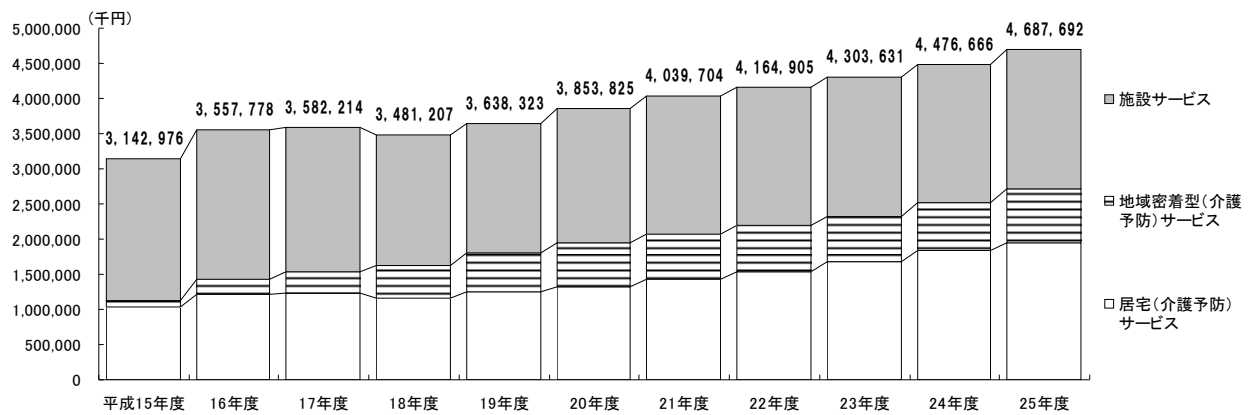
資料：介護保険事業計画用ワークシート

6. 介護保険サービスの利用

平成25年度の予防給付費・介護給付費の合計は約47億円となっており、平成15年度の約31億円の約1.5倍に増加しました（図表20）。

構成比をみると、施設サービスは64.2%から42.2%へ減少し、居宅（介護予防）サービスが33.2%から41.6%へと増加しました。また地域密着型（介護予防）サービスも2.6%から16.1%へと増加しており、在宅サービスの利用が進んでいることを示しています（図表21）。

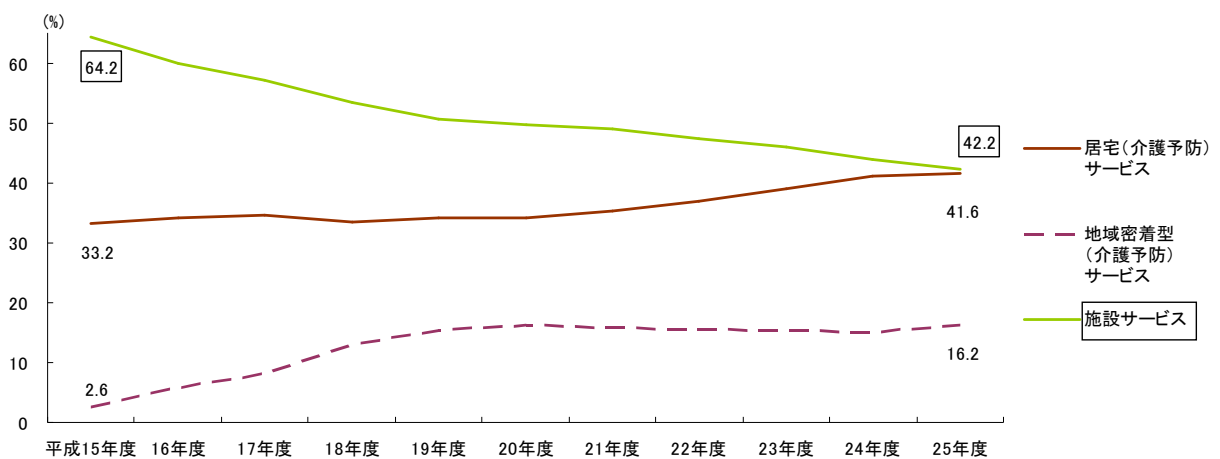
図表20 予防・介護給付費（年間）の推移



資料：各年介護保険事業報告（年報）

注：給付費は、利用者個人負担（1割）を含まない介護保険給付の年間総額

図表21 予防・介護給付費（年間）に占める各サービスの構成比の推移



資料：各年介護保険事業報告（年報）

第3章 第6期計画に向けての課題

1. 高齢者福祉事業

第5期では3つの基本目標、9つの施策の下に事業を整理していました。点数化により進捗調査を行った結果、平均達成度は79.5%となりました。平均を下回る施策は「介護予防の推進」「持続可能な介護保険の運営」「自立を支えるサービスの提供」「安心・安全対策の推進」で、とりわけ基本目標3「ぬくもりを分かち合うまち」で低い結果です。

図表 22 第5期高齢者福祉計画の取組み状況

| 基本目標 | 施策 | 24～26年度の進捗の達成度 |
|---------------------|---------------------------|----------------|
| 1 自分らしさが大切にされるまち | 1 健康づくりの推進 | 80.0% |
| | 2 介護予防の推進 | 75.8% |
| | 3 生きがいづくりと社会参加の促進 | 83.3% |
| 2 介護が必要となっても安心できるまち | 1 持続可能な介護保険の運営 | 78.8% |
| | 2 認知症高齢者の早期発見・早期対応の仕組みづくり | 94.4% |
| | 3 家族介護者への支援 | 83.3% |
| 3 ぬくもりを分かち合うまち | 1 地域で支え合うシステムづくり | 83.3% |
| | 2 自立を支えるサービスの提供 | 71.4% |
| | 3 安心・安全対策の推進 | 70.8% |
| | 平均 | 79.5% |

<参考：点数化の基準と算出方法>

| 評価の基準 | 点数化 |
|---|-----|
| 計画通りに進捗しており、概ね順調である（8割以上の成果をあげることができた） | 3 |
| 現在、着手はしているが順調とは言えない、課題が残る（成果をあげることができた） | 2 |
| 計画から大幅に遅れている（あまり（ほとんど）成果はあがっていない） | 1 |
| 実施していない | 0 |

達成度(%) = (得点 (上表0～3点) / (最大値 (3点) × 事業数)) × 100

基本目標1「自分らしさが大切にされるまち」の取り組み状況

「健康づくりの推進」「介護予防事業」は達成度が80%台でしたが、「総合的な介護予防システムの確立（包括的支援事業）」「各種団体活動の支援」は60%台、「社会参加の促進」は70%台にとどまりました。進捗状況が低い主な要因は以下の通りです。

◇「総合的な介護予防システムの確立(包括的支援事業)」について、相談内容が複雑化し、1回の対応では解決しないケースが増えていること、個人情報保護への配慮など対象者の把握が難しく十分に対応できていない状況です。また権利擁護が普及していないこと、地域包括支援センターでの多職種連携や質の向上の取り組みが不十分なことや、要支援1・2の認定者が年々増加し、予防プランとケアマネジメントに追われ(平成25年度で年間約7,400件)、包括的支援事業に十分に取り組めていない状況です。

◇「各種団体活動の支援」「社会参加の促進」については、地域によっては活動に温度差があることなどが課題として挙がりました。

| | 24～26年度の 進捗の達成度 | 事業数 |
|--------------------------|--------------------|-----|
| 健康づくりの推進 | 80.0% | 5 |
| 介護予防事業 | 81.0% | 7 |
| 総合的な介護予防システムの確立（包括的支援事業） | 66.7% | 4 |
| 学習活動や文化・スポーツ活動の支援 | 100.0% | 4 |
| 各種団体活動の支援 | 66.7% | 2 |
| 社会参加の促進 | 75.0% | 4 |

基本目標2「介護が必要となっても安心できるまち」の取り組み状況

「認知症高齢者の早期発見・早期対応の仕組みづくり」「家族介護者への支援」は80～90%台ですが、「介護保険サービス提供の充実」「サービスの質的向上・安全性の確保と情報提供の充実」が平均以下にとどまりました。進捗状況が低い主な要因は以下の通りです。

◇「介護保険サービス提供の充実」では、地域ケア会議が成熟していないこと、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護(グループホーム)や認知症対応型通所介護の利用者の意向把握に取り組めていないことが挙げられます。

◇わずかに平均値を下回った「サービスの質的向上・安全性の確保と情報提供の充実」については、介護保険制度に関する情報提供、連絡会の内容充実、在宅サービス利用者の状況把握などが課題となりました。

| | 24～26年度の 進捗の達成度 | 事業数 |
|--------------------------|--------------------|-----|
| 介護保険サービス提供の充実 | 77.8% | 3 |
| サービスの質的向上・安全性の確保と情報提供の充実 | 79.2% | 8 |
| 認知症高齢者の早期発見・早期対応の仕組みづくり | 94.4% | 6 |
| 家族介護者への支援 | 83.3% | 4 |

基本目標3「ぬくもりを分かち合うまち」の取組み状況

「自立を支えるサービスの提供」「高齢者の虐待防止」「安心・安全な地域づくりの推進」が平均を下回りました。進捗状況が低い主な要因は以下の通りです。

- ◇「自立を支えるサービスの提供」については、介護保険制度の改正に伴い、自立を支援する事業の在り方や住まいに関することが課題となっています。また生活交通システム『おでかけせいでよ』の利用者が減少していること、「高齢者の虐待防止」は虐待防止の周知不足などです。
- ◇「安心・安全な地域づくりの推進」については、一人暮らし高齢者住宅への防火訪問が未実施であること、市内の高齢者の交通事故の割合が高いことなどです。

| | 24～26年度の 進捗の達成度 | 事業数 |
|----------------|--------------------|-----|
| 地域で支え合うシステムづくり | 83.3% | 8 |
| 自立を支えるサービスの提供 | 71.4% | 7 |
| 高齢者の虐待防止 | 66.7% | 1 |
| 安心・安全な地域づくりの推進 | 71.4% | 7 |

2. 介護保険事業

◇計画対象者

第1号被保険者、第2号被保険者数は、概ね計画通りとなっています。

図表 23 第5期介護保険事業における対象者の計画と実績

(単位：人)

| | 平成24年度 実績値(A) | 平成24年度 計画値(B) | A/B | 平成25年度 実績値(A) | 平成25年度 計画値(B) | A/B |
|-----------------------|------------------|------------------|------|------------------|------------------|------|
| 65歳以上人口 (第1号被保険者) | 15,634 | 15,636 | 1.00 | 15,869 | 15,816 | 1.00 |
| 前期高齢者 | 6,187 | 6,175 | 1.00 | 6,362 | 6,338 | 1.00 |
| 後期高齢者 | 9,447 | 9,461 | 1.00 | 9,507 | 9,478 | 1.00 |
| 40～64歳人口 (第2号被保険者) | 13,647 | 13,565 | 1.01 | 13,186 | 13,069 | 1.01 |
| 高齢化率 | 36.9% | 37.3% | 0.99 | 37.9% | 38.4% | 0.99 |

注：各年度10月1日

◇要介護(要支援)認定者

認定者合計では、平成24、25年度いずれも計画値を上回る実績で、平成24年度は100人近く、平成25年度は200人以上、計画値を超えました。内訳では要介護1、要支援2、要支援1の軽度層がとりわけ計画値を大きく上回りました。

図表 24 第5期介護保険事業における要介護(要支援)認定者の計画と実績

(単位：人)

| | 平成24年度 実績値(A) | 平成24年度 計画値(B) | A/B | 平成25年度 実績値(A) | 平成25年度 計画値(B) | A/B |
|------|------------------|------------------|------|------------------|------------------|------|
| 要支援1 | 419 | 392 | 1.07 | 440 | 397 | 1.11 |
| 要支援2 | 450 | 422 | 1.07 | 467 | 429 | 1.09 |
| 要介護1 | 553 | 499 | 1.11 | 607 | 509 | 1.19 |
| 要介護2 | 442 | 478 | 0.92 | 496 | 487 | 1.02 |
| 要介護3 | 348 | 374 | 0.93 | 380 | 382 | 0.99 |
| 要介護4 | 422 | 390 | 1.08 | 409 | 401 | 1.02 |
| 要介護5 | 509 | 491 | 1.04 | 521 | 502 | 1.04 |
| 計 | 3,143 | 3,046 | 1.03 | 3,320 | 3,107 | 1.07 |

注：各年度10月末

第3章 第6期計画に向けての課題

◇給付費

地域密着型（介護予防）サービス、施設サービスは計画値内でしたが、居宅（介護予防）サービスは計画値を上回る実績となっています。

図表 25 第5期介護保険事業における給付費の計画と実績

（単位：千円）

| | 平成24年度 実績値(A) | 平成24年度 計画値(B) | A/B | 平成25年度 実績値(A) | 平成25年度 計画値(B) | A/B |
|---------------------|------------------|------------------|------|------------------|------------------|------|
| 居宅(介護予防)サービス | 1,837,099 | 1,802,620 | 1.02 | 1,948,797 | 1,916,076 | 1.02 |
| 地域密着型(介護予防) サービス | 681,003 | 749,926 | 0.91 | 761,534 | 812,964 | 0.94 |
| 施設サービス | 1,958,565 | 2,008,797 | 0.97 | 1,977,361 | 1,985,850 | 1.00 |
| その他の給付費 | 352,995 | 352,159 | 1.00 | 362,481 | 363,144 | 1.00 |
| 計 | 4,829,662 | 4,913,502 | 0.98 | 5,050,173 | 5,078,034 | 0.99 |

資料：各年介護保険事業報告（年報）注：合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

介護予防給付費で計画値を上回った主なサービスは、通所介護、訪問看護、福祉用具貸与です。予防給付全体では平成24年度、25年度いずれも計画値をわずかに下回りました。

介護給付費も、通所介護、訪問看護、福祉用具貸与が2か年ともに計画値を上回りました。施設サービスでは平成24年度の老人保健施設が計画値を上回る実績となっています。介護給付費全体では平成24年度、25年度いずれも概ね計画値通りとなっています。

図表 26 第5期介護保険事業における予防給付費の計画と実績

（単位：千円）

| | 平成24年度 実績値(A) | 平成24年度 計画値(B) | A/B | 平成25年度 実績値(A) | 平成25年度 計画値(B) | A/B |
|------------------|------------------|------------------|------|------------------|------------------|------|
| 介護予防訪問介護 | 55,213 | 58,513 | 0.94 | 52,987 | 59,574 | 0.89 |
| 介護予防訪問入浴介護 | 0 | 0 | 0.00 | 0 | 0 | 0.00 |
| 介護予防訪問看護 | 10,494 | 8,204 | 1.28 | 13,670 | 8,331 | 1.64 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 4,323 | 5,031 | 0.86 | 5,560 | 5,125 | 1.08 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 693 | 707 | 0.98 | 716 | 707 | 1.01 |
| 介護予防通所介護 | 109,697 | 104,280 | 1.05 | 112,635 | 105,981 | 1.06 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 21,900 | 24,411 | 0.90 | 21,352 | 25,534 | 0.84 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 2,590 | 3,664 | 0.71 | 2,952 | 4,118 | 0.72 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 118 | 535 | 0.22 | 199 | 545 | 0.37 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 19,227 | 19,258 | 1.00 | 21,528 | 23,578 | 0.91 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 10,575 | 9,147 | 1.16 | 12,291 | 9,328 | 1.32 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 2,081 | 2,479 | 0.84 | 2,329 | 2,581 | 0.90 |
| 住宅改修 | 10,560 | 10,199 | 1.04 | 8,204 | 10,881 | 0.75 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 213 | 7,983 | 0.03 | 225 | 7,983 | 0.03 |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 213 | 0 | 0.00 | 225 | 0 | 0.00 |
| 介護予防支援 | 29,722 | 29,650 | 1.00 | 31,319 | 29,958 | 1.05 |
| 予防給付費 計 | 277,619 | 284,061 | 0.98 | 286,192 | 294,224 | 0.97 |

資料：各年介護保険事業報告（年報）注：合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

図表 27 第5期介護保険事業における介護給付費の計画と実績

(単位：千円)

| | 平成24年度 実績値(A) | 平成24年度 計画値(B) | A/B | 平成25年度 実績値(A) | 平成25年度 計画値(B) | A/B |
|--------------|------------------|------------------|------|------------------|------------------|------|
| 訪問介護 | 157,215 | 169,641 | 0.93 | 157,438 | 176,620 | 0.89 |
| 訪問入浴介護 | 21,242 | 22,779 | 0.93 | 18,523 | 22,831 | 0.81 |
| 訪問看護 | 48,722 | 40,909 | 1.19 | 57,812 | 44,033 | 1.31 |
| 訪問リハビリテーション | 8,583 | 10,342 | 0.83 | 9,036 | 11,110 | 0.81 |
| 居宅療養管理指導 | 7,361 | 5,326 | 1.38 | 9,467 | 5,326 | 1.78 |
| 通所介護 | 559,376 | 518,428 | 1.08 | 615,980 | 538,143 | 1.14 |
| 通所リハビリテーション | 124,425 | 127,510 | 0.98 | 124,108 | 133,966 | 0.93 |
| 短期入所生活介護 | 201,408 | 198,773 | 1.01 | 211,824 | 212,057 | 1.00 |
| 短期入所療養介護 | 35,731 | 35,408 | 1.01 | 36,426 | 36,843 | 0.99 |
| 特定施設入居者生活介護 | 118,239 | 122,572 | 0.96 | 131,569 | 169,155 | 0.78 |
| 福祉用具貸与 | 91,279 | 84,820 | 1.08 | 97,712 | 88,774 | 1.10 |
| 特定福祉用具販売 | 3,875 | 4,122 | 0.94 | 4,085 | 4,702 | 0.87 |
| 住宅改修 | 10,674 | 13,655 | 0.78 | 10,707 | 13,658 | 0.78 |
| 認知症対応型通所介護 | 50,917 | 41,193 | 1.24 | 53,244 | 42,673 | 1.25 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 688,690 | 700,750 | 0.98 | 688,690 | 762,308 | 0.90 |
| 居宅介護支援 | 171,772 | 172,254 | 1.00 | 178,366 | 172,617 | 1.03 |
| 介護老人福祉施設 | 1,053,421 | 1,080,375 | 0.98 | 1,071,809 | 1,082,097 | 0.99 |
| 介護老人保健施設 | 855,920 | 809,816 | 1.06 | 869,249 | 903,753 | 0.96 |
| 介護療養型医療施設 | 49,224 | 118,606 | 0.42 | 36,303 | 0 | 0.00 |
| 介護給付費 計 | 4,258,074 | 4,277,279 | 1.00 | 4,382,348 | 4,420,666 | 0.99 |

資料：各年介護保険事業報告（年報）注：合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

3. 第6期計画の重点課題

重点課題1 地域包括ケアシステムの構築

①平成27年度の介護保険制度の改正により、在宅医療・介護の連携、認知症施策、新しい介護予防・日常生活支援総合事業等を総合的に推進し、2025年までに地域で高齢者を支える仕組みとして地域包括ケアシステムの構築を目指すこととなりました。取り組む課題の解決に向けて「地域ケア会議」が法定化され、これを中心とした連携強化が一層求められます。

[課題への対応] ※関連する事業番号は第5章 推進する施策における事業番号です。

| | | |
|------------------|-----------------------------------|-------------|
| 重点課題1①の方針 | 地域包括ケアシステムの要となる「地域ケア会議」を充実・強化します。 | |
| 関連する事業番号 | 24、31、45 | |
| 数値目標等 | 指 標 | 地域ケア会議の機能分化 |
| | 現 状 (平成26年度) | 既存会議の把握及び整理 |
| | 目 標 (平成29年度) | 地域ケア会議の組織化 |

②新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、高齢者の在宅生活を支えるための配食や家事援助、サロンなどの生活支援サービスを提供することになります。そのためNPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の生活支援サービスを担う事業と連携しながら、多様な支援体制を構築していく必要があります。

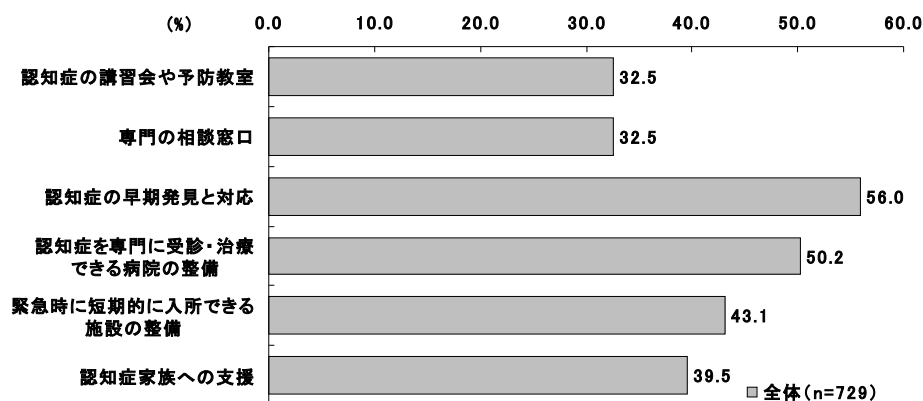
[課題への対応]

| | | |
|------------------|--|--------------------|
| 重点課題1②の方針 | 介護予防や生活支援を推進するため、元気な高齢者も含めた多様な人材・組織を結集し、本市の実情を踏まえた協議体を設置します。 | |
| 関連する事業番号 | 45 | |
| 数値目標等 | 指 標 | 協議体の活動状況 |
| | 現 状 (平成26年度) | 未設置 |
| | 目 標 (平成29年度) | 取組みを推進する協議体を定期的に開催 |

③「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」(平成24年9月 厚生労働省)に基づき、平成25～26年度は各市町村において「認知症ケアパス」の作成を推進し、平成27年度以降市町村の介護保険事業計画に反映することとなりました。認知症ケアパスとは、認知症の人や家族等が地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるか、具体的な機関名やケア内容等をあらかじめ認知症の人とその家族等に提示するものです。本市においても認知症高齢者の増加が予測されており、本計画期間中は2,100人から2,300人

以上と見込まれます（図表 14）。ニーズ調査では、認知症高齢者が地域で安心して暮らすため「認知症の早期発見と対応」（56.0%）、「認知症を専門に受診・治療できる病院の整備」（50.2%）などの市民の要望が挙がりました。

図表 28 認知症になっても住み慣れた自宅や地域で安心して暮らしていくために必要なこと（5つまで）



資料：ニーズ調査

[課題への対応]

| | | |
|-------------|--|------------------------|
| 重点課題1③の方針 ア | 認知症となっても本人も家族も地域で安心して暮らすことができるよう、認知症ケアパスの利用を促進します。 | |
| 関連する事業番号 | 35、42 | |
| 数値目標等 | 指 標 | 認知症ケアパスの認知度 |
| | 現 状 値 (平成 26 年度) | 未作成 |
| | 目 標 値 (平成 29 年度) | 日常生活ニーズ調査での認知度 20% |
| 重点課題1③の方針 イ | 認知症高齢者やその家族等の支援を推進します。 | |
| 関連する事業番号 | 35、36、38、42 | |
| 数値目標等 | 指 標 | 認知症カフェ（仮称）の展開 |
| | 現 状 値 (平成 26 年度) | 未実施 |
| | 目 標 値 (平成 29 年度) | 旧町単位での開催 |
| 重点課題1③の方針 ウ | 地域全体での徘徊対策を推進します。 | |
| 関連する事業番号 | 38、42、43 | |
| 数値目標等 | 指 標 | 徘徊 SOS ネットワーク模擬訓練の開催状況 |
| | 現 状 値 (平成 26 年度) | 1 地区で開催 |
| | 目 標 値 (平成 29 年度) | 6 地区で開催 |

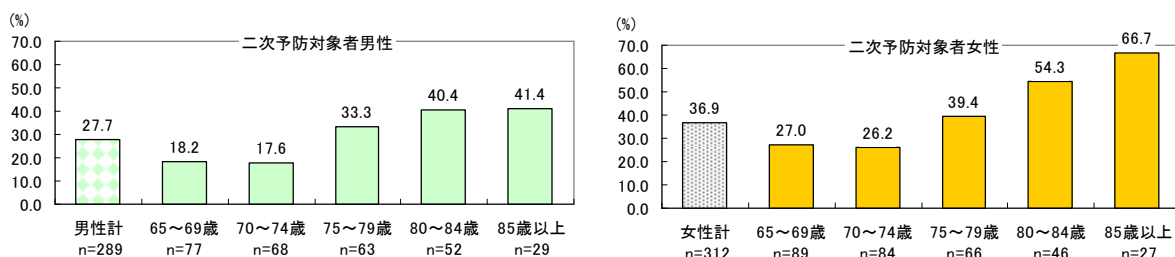
重点課題2 介護予防の強化

①世界一の長寿国である日本では、長生きすることは珍しいことではなくなりましたが、平均寿命と健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）には差があり、平成22年では、男性9.13年、女性12.68年となっています。平均寿命と健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付費を消費する期間が増大することになり、平均寿命と健康寿命の差を短縮するため、日本全体での疾病予防と健康増進、介護予防などを目指しています。

なお、平成22年の健康寿命は、全国平均で男性70.42年、女性73.62年ですが、愛媛県男性は69.63年（全国42位）、愛媛県女性は73.89年（全国19位）と、男性は全国平均を下回る水準となっています。

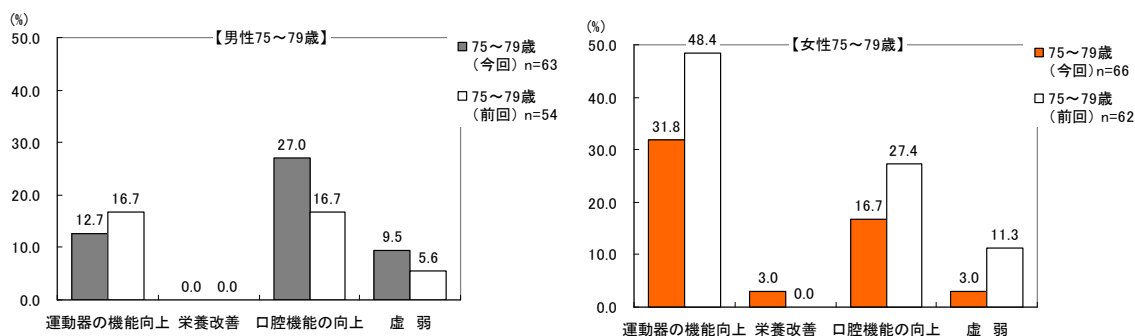
一方、本市のニーズ調査から、要介護認定を受けていない高齢者（非認定者）で介護予防が必要とされる割合は男性で27.7%、女性で36.9%（全体では32.4%）でした。すべての年齢層で女性の方が多く（図表29）、平成23年度に実施した前回調査と比べると、女性の75～79歳は運動器の機能向上、口腔機能の向上、虚弱で大きく減少、男性の75～79歳は運動器の機能向上で減少したものの、口腔機能の向上と虚弱で増加しました（図表30）。

図表 29 二次予防判定のリスク該当者（非認定者性別・年齢別）



資料：ニーズ調査

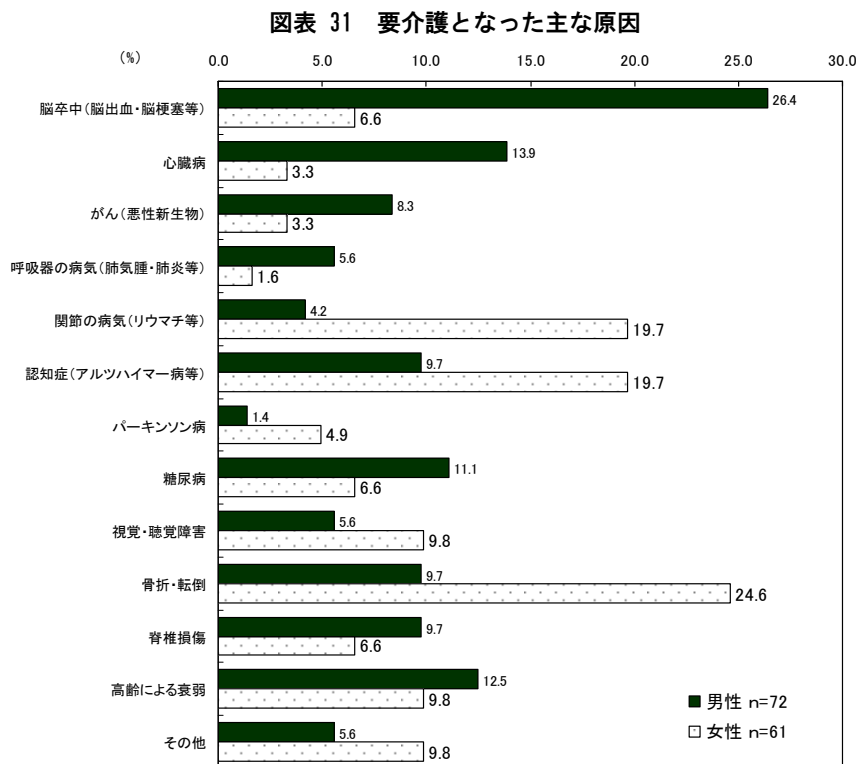
図表 30 75～79歳男女の前回調査との比較（非認定者）



資料：ニーズ調査

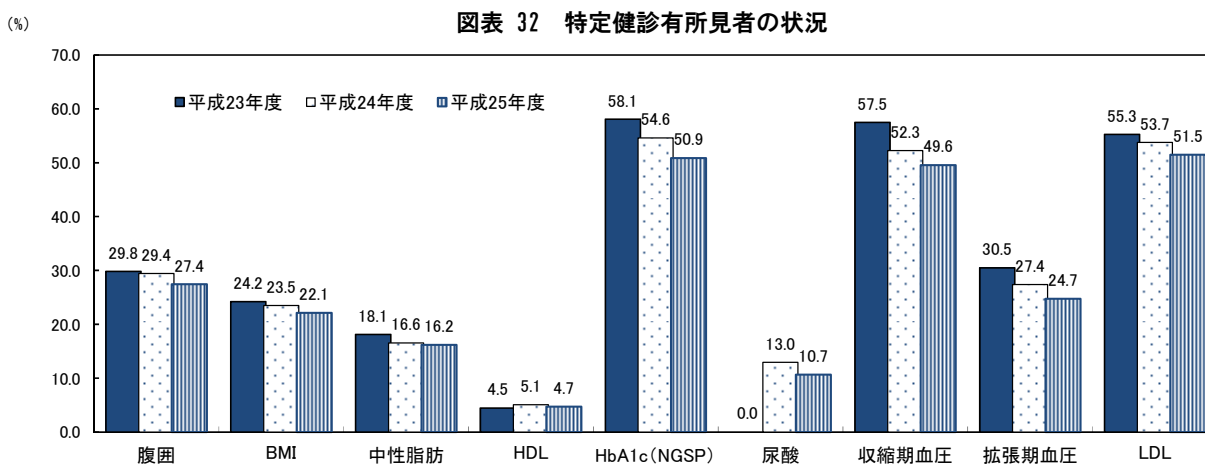
このたびの介護保険制度の改正により、介護予防の必要な人の把握は、基本チェックリストの郵送を中心とした方法ではなく、身近な地域で把握することになり、住民運営の通いの場を中心として継続的な介護予防を進めていくことになります。

②ニーズ調査から、要介護となった原因は、男性では「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」と「心臓病」がたいへん多く、女性は「骨折・転倒」「関節の病気（リウマチ等）」「認知症（アルツハイマー病等）」が顕著となっています。



資料：ニーズ調査

本市の国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査（特定健診）結果をみると、脳卒中や心筋梗塞、慢性腎不全、認知症の原因となる高血圧や血糖値（HbA1c）高値、脂質異常が約半数を占めており、県平均と比較しても高血圧や血糖値は高い状況にあります(図表 32)。特定健診受診率等の向上を図り、壮年期から、要介護の原因となる脳卒中、糖尿病を防ぐ必要があります。



資料：特定健診法定報告結果 注：腹囲は男性 85cm 以上、女性 90cm 以上が該当

[課題への対応]

| | | |
|------------------|----------------------------------|-------------------|
| 重点課題2①の方針 | 介護予防の推進のため、関係する社会資源の整理・充実を図ります。 | |
| 関連する事業番号 | 01～08、17、18、47 | |
| 数値目標等 | 指 標 | 社会資源の整理・検討状況 |
| | 現 状 (平成 26 年度) | 事業ごとに担当部署が異なり連携不足 |
| | 目 標 (平成 29 年度) | 地域性に応じて内容の充実を図る |
| 重点課題2②の方針 | 壮年期から、栄養・運動・休養を基軸とした健康づくりを推進します。 | |
| 関連する事業番号 | 08～11、18 | |
| 数値目標等 | 指 標 | 特定健診受診率 |
| | 現 状 (平成 25 年度) | 36.1% |
| | 目 標 (平成 29 年度) | 60.0% |

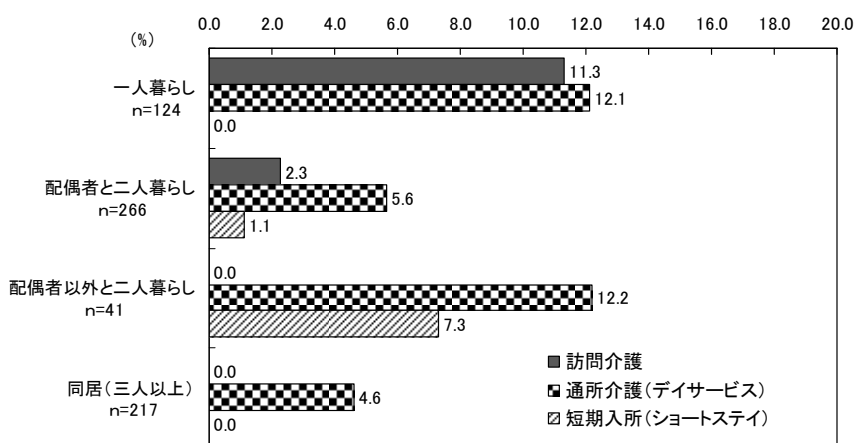
重点課題3 持続可能な介護保険制度の運営

①平成 25 年度の要介護認定者総数は、平成 15 年度 (2,459 人) のおよそ 1.35 倍の 3,320 人にのぼりますが、認定率については全国に比べると高くありません。特に、認定者の割合が高い後期高齢者における認定率は全国を下回る水準です (図表 17)。

一方、国民生活基礎調査 (平成 22 年) によると、介護サービスの利用は全体としては単独世帯 (一人暮らし) の利用割合が高く、家族と同居している場合はサービスの利用割合は低いとされ、訪問サービスは単独世帯の利用が高く、通所系、短期入所は家族と同居している世帯で利用が高い傾向であることが示されています。

本市のニーズ調査においても同様の傾向がみられますが (図表 33)、高齢化率の高い本市では老々介護のケースが多く、特に配偶者と二人暮らしでは介護者の負担が重くなっています。家族の介護負担を軽減するためにも、適切な居宅サービスの利用を促進することが大切です。

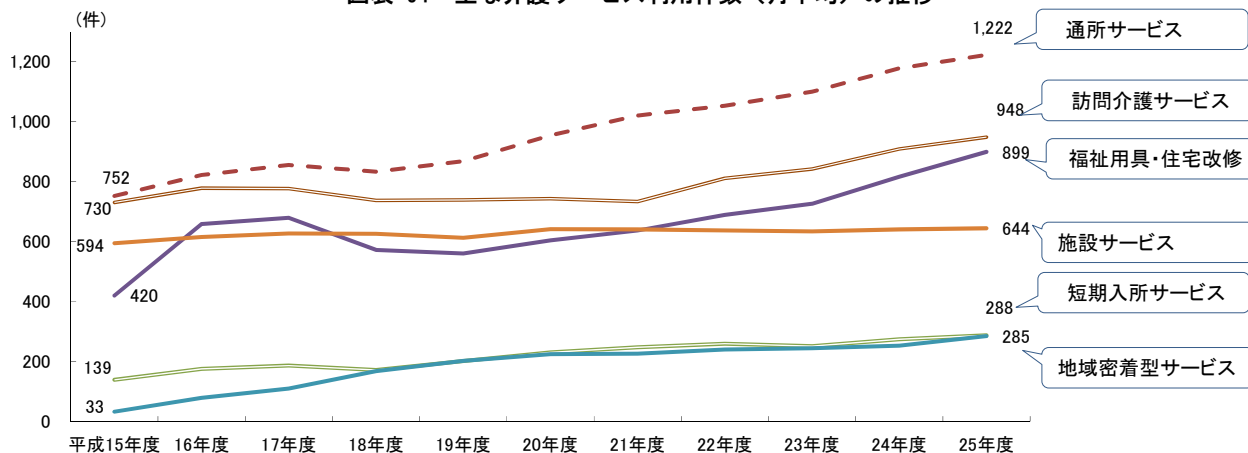
図表 33 家族類型別介護サービスの利用



資料：ニーズ調査

②平成15年度で2,600件強であった介護サービス利用件数は、平成25年度では4,000件を超え、特に通所サービスや訪問介護など居宅サービスが増加しました（図表34）。サービス利用者の増加に伴い、給付費も増加しており、平成25年度では約47億円にのぼります（図表20）。全国同様、本市の介護保険料も期を追うごとに増加の一途です（図表35）。

図表 34 主な介護サービス利用件数（月平均）の推移



資料：国保連給付実績集計による

図表 35 介護保険料（月額）の推移

| 基準額 (月額) | 第1期 | | 第2期 | | 第3期 | 第4期 | 第5期 |
|-------------|-----------|--------|--------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成12～14年度 | | 平成15年度 | 平成16、17年度 (合併後) | 平成18～20年度 | 平成21～23年度 | 平成24～26年度 |
| 西予市 | 明浜町 | 3,118円 | 3,136円 | 3,100円 | 3,800円 | 4,100円 | 4,700円 |
| | 宇和町 | 3,000円 | 3,200円 | | | | |
| | 野村町 | 2,600円 | 3,200円 | | | | |
| | 城川町 | 2,317円 | 2,775円 | | | | |
| | 三瓶町 | 2,800円 | 3,050円 | | | | |
| 県平均 | 2,962円 | | 3,546円 | | 4,526円 | 4,626円 | 5,379円 |
| 全国平均 | 2,911円 | | 3,293円 | | 4,090円 | 4,160円 | 4,972円 |

第1期から居宅サービスの充実や、特別養護老人ホーム、老人保健施設の各機能に応じた適切な施設整備を進め、増加する認知症高齢者に対応したグループホームの整備にも取り組んできました。しかし本市においても全国的な傾向である、要支援や要介護1の軽度層のサービス利用が進んでおり、高齢者の自立を促すための介護保険制度の意義が薄れることも懸念されます。またこの状況が継続すると、介護保険料も一層上昇することが予測されます。

要介護となっても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすための介護保険制度について、改めて市民とともに考える時期に来ていると言えます。

第3章 第6期計画に向けての課題

[課題への対応]

| | | |
|------------|-----------------------------|---------|
| 重点課題3の方針 ア | 施設入所待機者を把握し、適正な施設整備に取り組みます。 | |
| 関連する事業番号 | 45、68 | |
| 数値目標等 | 指 標 | 施設待機調査 |
| | 現 状 (平成 26 年度) | 年 1 回実施 |
| | 目 標 (平成 29 年度) | 毎月実施 |

| | | |
|------------|----------------------------|-------------|
| 重点課題3の方針 イ | 適切に給付を管理し、介護保険財政を健全に運営します。 | |
| 関連する事業番号 | 70、79 | |
| 数値目標等 | 指 標 | 見える化による給付管理 |
| | 現 状 (平成 26 年度) | 随時 |
| | 目 標 (平成 29 年度) | 毎月点検 |

| | | |
|------------|-------------------------------|--------------------|
| 重点課題3の方針 ウ | 良質なサービスについて事業者とともに調査研究していきます。 | |
| 関連する事業番号 | 72～75 | |
| 数値目標等 | 指 標 | 地域密着型サービス事業者連絡会の開催 |
| | 現 状 (平成 26 年度) | 実施なし |
| | 目 標 (平成 29 年度) | 年 1 回実施 |

| | | |
|------------|---|-----------------|
| 重点課題3の方針 エ | 市民とともに介護保険制度を考える契機として、また介護予防・生活支援に取り組むため、介護予防ポイント制度を検討していきます。 | |
| 関連する事業番号 | 04、45、46 | |
| 数値目標等 | 指 標 | 介護予防ポイント制度の導入検討 |
| | 現 状 (平成 26 年度) | 実施なし |
| | 目 標 (平成 29 年度) | モデル地区を選定し、試験的实施 |

注：見える化とは、各自治体（保険者）が地域の特性にあった地域包括ケアシステム構築に向けて、介護・医療情報を共有（＝「見える化」）することによって、地域の特徴や課題を把握する方法です。国が平成 25 年度から試験的に推進しており、本市も同年から活用しています。

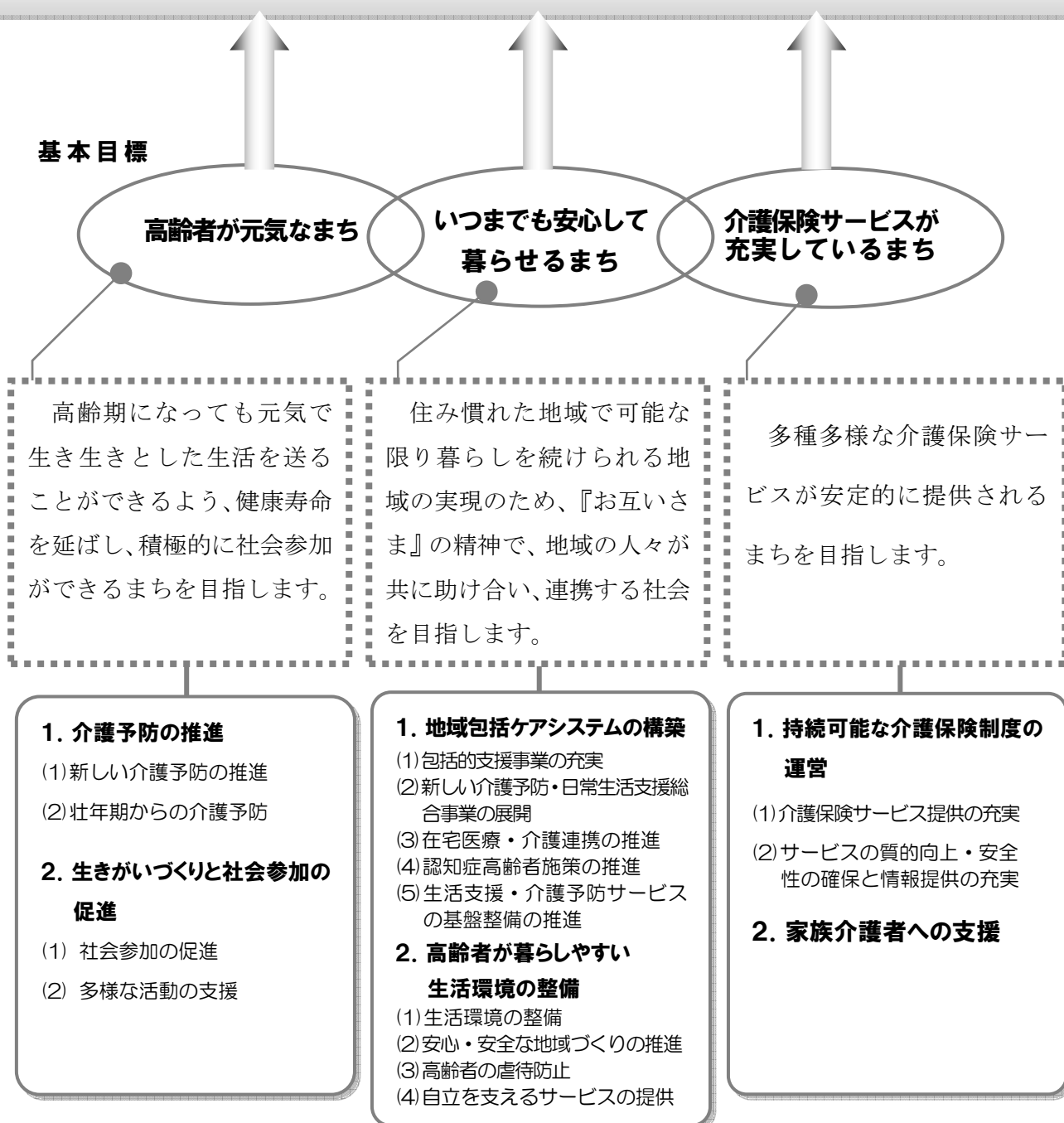
第4章 計画の基本的事項

1. 将来像・基本目標・施策体系

今回の介護保険制度改正により、第6期計画は、2025年に向けた「地域包括ケア計画」と位置づけられており、これまでの取組みを大きく発展させていくことが求められています。よって、第5期で設定した将来像、これを実現するための基本目標を見直し、新たに設定しました。

将来像

家族のきずなと地域のぬくもりを大切にするまち「西予」



2. 日常生活圏域

本市では、高齢者が要介護となっても住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況などを総合的に勘案し、「明浜・宇和圏域」「野村・城川圏域」「三瓶圏域」の3つの圏域を設定してきました。本計画においてもこれを継承することとします。

図表 36 本市の日常生活圏域



図表 37 各日常生活圏域の人口

| | 明浜・宇和圏域 | | | 野村・城川圏域 | | | 三瓶圏域 |
|-------|----------|---------|----------|----------|---------|---------|---------|
| | 計 | 明浜地区 | 宇和地区 | 計 | 野村地区 | 城川地区 | 三瓶地区 |
| 総人口 | 21,146 人 | 3,645 人 | 17,501 人 | 12,693 人 | 8,987 人 | 3,706 人 | 7,448 人 |
| 高齢者数 | 7,513 人 | 1,761 人 | 5,752 人 | 5,428 人 | 3,677 人 | 1,751 人 | 3,149 人 |
| 前期高齢者 | 3,239 人 | 698 人 | 2,541 人 | 2,032 人 | 1,425 人 | 607 人 | 1,347 人 |
| 後期高齢者 | 4,274 人 | 1,063 人 | 3,211 人 | 3,396 人 | 2,252 人 | 1,144 人 | 1,802 人 |
| 高齢化率 | 35.53% | 48.31% | 32.87% | 42.76% | 40.91% | 47.25% | 42.28% |

注：平成 26 年 9 月末現在

図表 38 各日常生活圏域の施設の定員

| | 明浜 | 宇和 | 野村 | 城川 | 三瓶 |
|---------------------|-----|-----|-----|----|-----|
| 介護老人福祉施設 (360 人) | 85 | 75 | 100 | 50 | 50 |
| 介護老人保健施設 (270 人) | 0 | 110 | 80 | 0 | 80 |
| 介護療養型医療施設 (0 人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特定施設入居者生活介護 (110 人) | 30 | 80 | 0 | 0 | 0 |
| グループホーム (261 人) | 18 | 108 | 81 | 18 | 36 |
| 計 (1,001 人) | 133 | 373 | 261 | 68 | 166 |

注：平成 27 年 3 月末現在

第4章 計画の基本的事項

今後、身近な地域における新たな事業を展開するにあたり、その単位として地域づくり組織を想定しており、市や市社会福祉協議会が支援しながら、地域が主体的に生活課題を把握し、地域自らが解決して生活の質を高める支え合い（共助・互助）を推進していきます。

図表 39 各地域づくり組織の状況

| 小学校名 | 圏域名 | 旧町名 (併記) | 地域づくり組織名 | 公民館名 | 65～ 74歳 (人) | 75歳 以上 (人) | 総 人口 (人) | 世帯 数 | 高齢 化率 |
|------------|-------------|-------------|------------------|--------|-------------------|------------------|----------------|---------|----------|
| 1 俵津小学校 | 明浜・宇和 圏域 | 明浜町 | 俵津スマイル-いいまちづくり隊- | 俵津公民館 | 214 | 321 | 1,225 | 527 | 43.7% |
| 2 狩江小学校 | | | かりとりもさくの会 | 狩江公民館 | 170 | 306 | 973 | 457 | 48.9% |
| 3 高山小学校 | | | 高山・宮野浦地域づくり協議会 | 高山公民館 | 214 | 323 | 1,046 | 511 | 51.3% |
| 4 田之浜小学校 | | | 大崎振興会 | 田之浜公民館 | 100 | 113 | 401 | 171 | 53.1% |
| 5 多田小学校 | | 宇和町 | 多田地域づくり協議会 | 多田公民館 | 277 | 368 | 1,568 | 739 | 41.1% |
| 6 中川小学校 | | | 中川地区団体連絡協議会 | 中川公民館 | 226 | 330 | 2,001 | 852 | 27.8% |
| 7 石城小学校 | | | 石城地域づくり委員会 | 石城公民館 | 328 | 450 | 1,884 | 843 | 41.3% |
| 8 宇和町小学校 | | | 宇和地域づくり協議会 | 宇和公民館 | 1,152 | 1,376 | 8,701 | 3,871 | 29.1% |
| 9 田之筋小学校 | | | 田之筋地域づくり協議会 | 田之筋公民館 | 275 | 318 | 1,537 | 657 | 38.6% |
| 10 皆田小学校 | | | 下宇和地域づくり協議会 | 下宇和公民館 | 164 | 203 | 1,211 | 501 | 30.3% |
| 11 明間小学校 | | | 明間地域づくり会 | 明間公民館 | 120 | 165 | 595 | 281 | 47.9% |
| 12 野村小学校 | 野村・城川 圏域 | 野村町 | 野村地域自治振興協議会 | 野村公民館 | 749 | 1,007 | 4,753 | 2,145 | 36.9% |
| 13 大和田小学校 | | | 大和田地区むらおこし会 | 貝吹公民館 | 180 | 335 | 1,167 | 450 | 44.1% |
| 14 溪筋小学校 | | | 溪筋自治振興協議会 | 溪筋公民館 | 163 | 263 | 999 | 404 | 42.6% |
| 15 中筋小学校 | | | 中筋地区自治振興会 | 中筋公民館 | 140 | 269 | 943 | 382 | 43.4% |
| 16 河成小学校 | | | 横林自治振興会 | 横林公民館 | 87 | 153 | 498 | 222 | 48.2% |
| 17 惣川小学校 | | | 惣川自治振興会 | 惣川公民館 | 93 | 217 | 452 | 258 | 68.6% |
| 18 大野ヶ原小学校 | | | 大野ヶ原むらおこし会 | | 12 | 9 | 95 | 30 | 22.1% |
| 19 遊子川小学校 | | 城川町 | 遊子川もりあげ隊 | 遊子川公民館 | 63 | 126 | 357 | 159 | 52.9% |
| 20 土居小学校 | | | ふるさと創生会 | 土居公民館 | 152 | 363 | 940 | 501 | 54.8% |
| 21 高川小学校 | | | 高川地域づくり会 | 高川公民館 | 126 | 156 | 584 | 257 | 48.3% |
| 22 魚成小学校 | 魚成地域振興会 | | 魚成公民館 | 267 | 499 | 1,825 | 761 | 42.0% | |
| 23 三瓶小学校 | 三瓶 圏域 | 三瓶町 | みかめやってみん会 | 三瓶東公民館 | 1,347 | 1,801 | 7,447 | 3,556 | 42.3% |
| | にきぶ地域づくり会 | | 三瓶北公民館 | | | | | | |
| | 周木ビリ島むらおこし会 | | | 三瓶南公民館 | | | | | |
| | 蔵小校区ふるさと振興会 | | | | | | | | |
| | 下泊地域づくり振興会 | | | | | | | | |

注：平成26年10月1日現在

3. 計画の推進

(1) 保健・医療・福祉の連携強化

本計画の目標の達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者、その家族等のニーズに適切に対応していくため、保健・医療・福祉分野や生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取組みを進めます。

また、県、国との連携を深めるとともに、各種団体との連携を図ります。

(2) 地域関係団体との協働

地域福祉の推進役として位置づけられる西予市社会福祉協議会をはじめ、自治会、民生委員、老人クラブ、各種ボランティア団体、企業などを支援するとともに、協働する関係を築きます。

(3) 計画の進行管理

計画の進捗状況を点検・評価し、その都度適切な措置を講じ、計画の実行を確実なものとしします。

また、「西予市地域包括ケア推進会議」（図表 40 ⑤政策形成機能）に毎年度、本計画の進捗状況を報告し、第三者としての点検・評価を行い、計画の推進や見直しに反映させていきます。また、結果はホームページ等により広く市民に周知します。

図表 40 「西予市地域ケア会議」(仮称)の組織図

| 会議名 | 協議内容 | ① 個別課題 解決機能 | ② ネットワーク 構築機能 | ③ 地域課題 発見機能 | ④ 地域づくり・資 源開発機能 | ⑤ 政策形成 機能 |
|----------------------------|-----------------------------|--------------------|-------------------------|-------------------|-----------------------|-----------------|
| 個別事例検討 | 利用者支援 | 以前からある会議 | | | | |
| 病院地域連携会議 | 入院と在宅をつなぐ 利用者支援 | 以前からある会議 | | | | |
| 介護事業者連絡会 | 情報交換 | 以前からある会議 (名称変更) | | | | |
| ケアマネ連絡会 | ケアマネスキル アップ | 平成 26 年度から開始 | | | | |
| 主任ケアマネ連絡会 | ケアマネスキル アップ | 平成 26 年度から開始 | | | | |
| 連携せいよ！ 連絡会 | 事例検討を通じた 地域課題の発見 | | 以前からある会議 (目的・構成員の変更) | | | |
| 保健・医療・介護 連絡会 | 地域課題の抽出・ 共有、合意形成 | | 以前からある会議 (目的・構成員の変更) | | | |
| 認知症対策研究会 | 認知症についての 施策・事業の検討 | | | 平成 26 年度から開始 | | |
| 西予市地域包括 支援センター 運営協議会 | 地域包括支援セン ターの運営支援 指針決定 | | | | 以前からある会議 | |
| 西予市地域包括 ケア推進会議 | 政策形成 | | | | 平成 27 年度から実施 (予定) | |

第5章 推進する施策

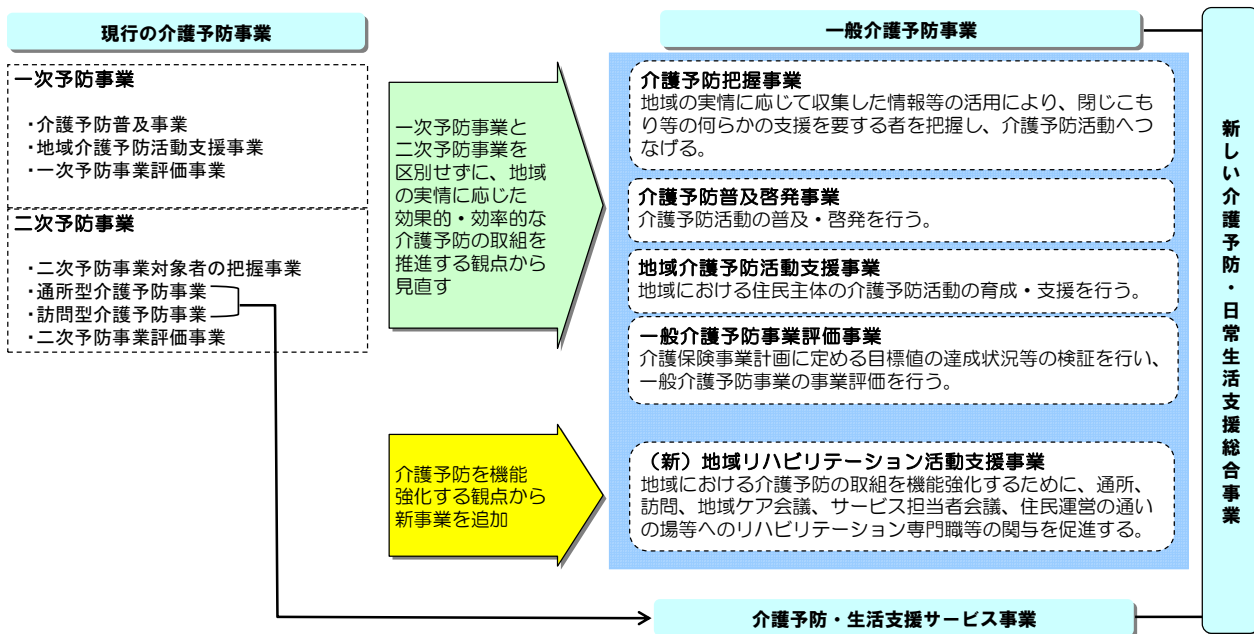
基本目標1 高齢者が元気なまち

1. 介護予防の推進

平成18年度の介護保険制度の改正により、総合的な介護予防システムとして、元気な高齢者には、一次予防事業として、介護予防に関する情報提供や運動教室等の開催、教室終了後の自主的な活動への支援を行い、また、生活機能評価等により生活機能の低下がみられる高齢者には、二次予防事業として運動機能や口腔機能向上に向けた教室を行ってきました。

このたびの介護保険制度改正により、介護予防事業は新しい介護予防・日常生活支援総合事業となり、活動的な高齢者と高リスク高齢者を区分することなく、住民自身が運営する活動を地域で展開し、人と人とのつながりを通じた継続的な通いの場の拡大を目指すこととなります。

図表 41 新しい介護予防事業



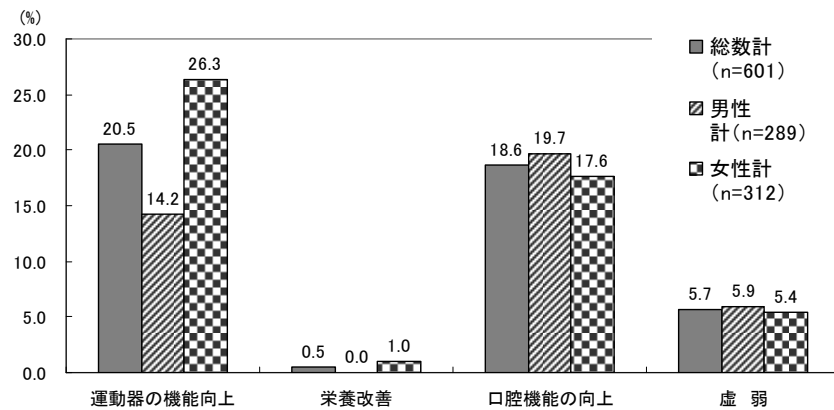
- 機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組みを推進し、介護予防を機能強化する。

(1)新しい介護予防の推進

現 状

■「運動器の機能向上」のリスク該当者は全体で 20.5%ですが、女性は 26.3%と男性(14.2%)の2倍弱にのぼります(図表 42)。

図表 42 二次予防判定の今回調査の結果と前回調査との比較(非認定者)



資料：ニーズ調査

■高齢者のうち要介護(要支援)状態となるおそれの高い二次予防事業対象者に、介護予防を目的とした運動器の機能向上、口腔機能の向上等につながる事業を実施しており、理学療法士や柔道整復師、健康運動指導士が従事して地区公民館と地域資源を活用した事業に取り組んでいます。平成 26 年度は、新たに運動器の機能向上を目的とした事業を充実し、「西予市すこやか健康教室」を開始しました。

図表 43 二次予防事業の実績(延べ参加者数)

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------|----------|----------|
| いきいきシニア筋力アップ教室 | 232 人 | 196 人 |
| 西予からだシャキッと教室 | 146 人 | 147 人 |
| からだシャキッと野村教室 | 303 人 | 293 人 |
| 元気はつらつ健口教室 | 41 人 | 24 人 |

第5章 推進する施策

■一般の高齢者に対する介護予防事業として以下の事業を行ってきました。高齢者健康相談・高齢者健康教育の参加延人数は、右肩上がりに増加しており、平成25年度は3,000人を超えています。平成29年4月から新しい総合事業として、すべての高齢者が利用できる「一般介護予防事業」となります。

図表 44 介護予防普及啓発事業の実績

| | | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----------------|-------|--------|--------|
| 介護予防普及啓発事業 | | | |
| 高齢者健康相談 | 実施回数 | 318 | 288 |
| | 参加延人数 | 3,449 | 3,276 |
| 高齢者健康教育 | 実施回数 | 195 | 290 |
| | 参加延人数 | 2,612 | 3,719 |
| 高齢者水中運動教室 | 実施回数 | 95 | 84 |
| | 参加延人数 | 1,348 | 1,013 |
| 高齢者運動指導教室 | 実施回数 | 22 | 16 |
| | 参加延人数 | 224 | 199 |
| 高齢者筋力向上トレーニング教室 | 実施回数 | 60 | 48 |
| | 参加延人数 | 406 | 314 |
| 高齢者介護予防教室 | 実施回数 | 16 | 24 |
| | 参加延人数 | 259 | 339 |
| 地域住民グループ支援事業 | | | |
| 高齢者食生活改善事業 | 実施回数 | 142 | 146 |
| | 参加延人数 | 2,108 | 2,025 |
| 地域住民グループ支援事業 | 実施回数 | 89 | 82 |
| | 参加延人数 | 1,422 | 1,387 |

■本市では、民生委員、区長、保健推進員や食生活改善推進員等の協力を得て、地域のいきいきサロン活動で健康教育を行っています。運動、栄養、口腔等の介護予防や健康について学ぶ機会となっており、何よりも閉じこもり予防につながっています。

図表 45 いきいきサロンの開催状況

| | サロン開催地区数 | 地域づくり組織 |
|------|----------|---------|
| 明浜地区 | 9 | 4 |
| 宇和地区 | 36 | 7 |
| 野村地区 | 64 | 7 |
| 城川地区 | 10 | 4 |
| 三瓶地区 | 14 | 5 |

注：平成27年3月末現在

方針と取組み

▽市及び地域包括支援センターが中心となり、介護予防事業、包括的支援事業の地域支援事業により、効果的な介護予防を推進します。

▽一般予防事業として、介護予防の普及啓発、活動団体の育成・支援を行います。

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|--------------------------|--|
| 01 | 予防事業対象者の把握事業【充実】 | <p>65歳以上の介護保険被保険者で、要介護・要支援の認定を受けていない人を対象に、介護予防のための基本チェックリストを郵送等により配布し、回収した結果により二次予防事業の対象者を決定します。そのほか要介護認定における非該当者や訪問活動等による実態把握などから二次予防事業の対象者を把握します。</p> <p>上記の二次予防事業対象者の把握事業は平成28年度で廃止し、平成29年度から要支援者等の把握、介護予防活動へつなぎます。</p> |
| 02 | 通所型介護予防事業【充実】 | <p>二次予防事業の対象者に「運動器の機能向上プログラム」や「口腔機能向上プログラム」等を実施し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行います。また、参加しやすい場所での開催などにより参加を促進します。</p> |
| 03 | 介護予防普及啓発事業 | <p>健康教育、健康相談等の取組みを通じて介護予防に関する活動の普及・啓発を行います。</p> |
| 04 | 地域介護予防活動支援事業【新規】 | <p>新たな事業として、ボランティア活動の実績をポイント化し対価を支払う「介護支援ポイント事業（仮称）」の導入を検討していきます。本計画期間においては、モデル地区での試験的实施を目指し、検証を行います。</p> |
| 05 | 地域リハビリテーション活動支援事業 | <p>地域ケア会議、住民運営の通いの場等へリハビリテーション専門職等が定期的に出席し、指導、助言等を行う取組みが重要視されています。地域における介護予防の取組みの強化を目指し、平成29年度からの実施に向けて検討します。</p> |
| 06 | 生きがいデイサービス事業 | <p>日頃、家に閉じこもりがちな65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に、食事サービス、生活指導、レクリエーションなど介護予防デイサービスを行い、閉じこもり予防と自立支援、社会的孤立感の解消等を図ります。</p> |
| 07 | 外出支援サービス事業 | <p>概ね65歳以上の高齢者で、一般交通機関を利用することが困難な人に対し、デイサービスへの送迎を行います。</p> |

(2) 壮年期からの介護予防

現 状

■一方、高齢者のBMI^{ビームアイ}をみると、「高度肥満」(BMI 30 以上)が前回の 1.0%から今回調査では 2.5%に増加し、「肥満」(BMI 25~30 未満)も 15.8%から 16.5%に増加しています。

図表 46 BMI の前回調査との比較

| | 回答者 (人) | やせ (BMI18.5 未満) | 標準 (BMI18.5~25 未満) | 肥満 (BMI25~30 未満) | 高度肥満 (BMI30 以上) | 無回答 |
|------|------------|--------------------|-----------------------|---------------------|--------------------|-------|
| 今回調査 | 601 | 4.8% | 64.6% | 16.5% | 2.5% | 11.6% |
| 前回調査 | 584 | 5.5% | 64.4% | 15.8% | 1.0% | 13.4% |

資料：ニーズ調査（前回調査は平成 23 年 4 月 25 日～6 月 6 日に実施、有効回収率 69.9%）

■40～74 歳の本市国民健康保険加入者の生活習慣病予防を目的に策定した「西予市国民健康保険特定健康診査等第 2 期実施計画²⁾」に基づき、特定健康診査受診率（特定健診）及び特定保健指導実施率向上に注力してきました。受診率は平成 24 年度が 38.4%、平成 25 年度が 36.1%と平成 29 年度の目標 60%には達していません。特定健診とは、メタボリックシンドローム³⁾（内臓脂肪症候群）の該当者や予備群を発見するための健康診査です。健診結果により有所見となった場合は、レベルに応じた特定保健指導を行います。有所見率は年々低下していますが、脳卒中や心筋梗塞、慢性腎不全の原因となる高血圧や血糖値（HbA1c）高値、脂質異常が約半数を占めており、県平均と比較しても高血圧や血糖値は高い状況にあります（図表 32）。若年期・壮年期の特定健診受診率を向上させ、健康づくりや生活習慣病の関心を高めることが重要です。

■本市では「すべての住民が元気で安心して生活できる活力のある社会」を目指し、「青壮年期死亡の減少」「要介護者の減少」「医療費の適正化による住民負担の軽減」「生活の満足度を高める」の実現を目的に掲げ、市民自らが健康づくり運動を総合的にかつ効果的に推進していくための基本計画として「西予市健康づくり計画 2014 “元気だ！せいよ”」（平成 17～26 年度）を策定し各種施策に取り組んできました。

■西予市健康づくり計画の中間評価時に実施した「健康づくりに関するアンケート」（平成 21 年 7 月実施）から、60 歳代の平均残存歯数 24 本以上の人（自分の歯が 24 本以上の人）

²⁾ 西予市国民健康保険特定健康診査等実施計画：

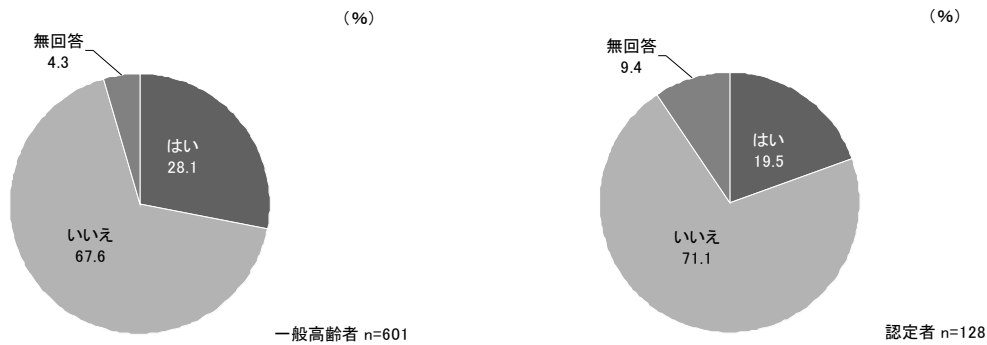
「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条に基づく「特定健診等基本指針」に則して、平成 20 年 3 月に策定し、25 年 3 月に第 2 期計画として見直しています。40～74 歳の被保険者が対象となっており、5 年を 1 期としています。

³⁾ メタボリックシンドローム：

内臓脂肪型肥満に加え、脂質異常、血圧高値、血糖高値のうち 2 つ以上をあわせ持った状態（1 つの場合は予備群）とされています。

の割合が平成16年で19.9%であったものが平成21年では18.9%に減少していることがわかりました。また、同調査から60歳代の歯科検診受診者は男性が7.1%、女性が10.9%にとどまり、特定健診やがん検診に比べると男女ともにたいへん低い水準となっています。ニーズ調査においても定期的な歯科受診（健診）を受けているのは、一般高齢者で28.1%（前期高齢者28.0%、後期高齢者28.3%）、認定者で19.5%にとどまります。

図表 47 定期的に歯科受診（健診）を受けていますか



資料：ニーズ調査

方針と取組み

- ▽身体及び心の健康を保つため、栄養・運動・休養を機軸とした健康づくりによって健康寿命を延ばす取組みを行います。
- ▽特定健康診査・特定保健指導について、関係部署と連携を図り、普及啓発及び受診率・保健指導実施率の向上を目指します。
- ▽がん検診の受診率向上に取り組み、精密検査受診率100%を目指し、早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を目指します。

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|----------------------|--|
| 08 | 西予市健康づくり計画の推進 | 市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むとともに、地域全体でこれを支援する環境を整備し、個人の健康の実現及び社会全体の健康度を高めます。 |
| 09 | 特定健康診査の実施 | 高血圧や糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するため、メタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施します。 |
| 10 | 特定保健指導の実施 | メタボリックシンドロームに着目し、対象者の個別性を重視して、生活習慣の改善に重点を置いた保健指導を行います。 |
| 11 | がん検診の実施 | がんの早期発見・早期治療を目的に、各種がん検診を実施するとともに、受診勧奨に取り組みます。 |

2. 生きがいつくりと社会参加の促進

団塊の世代が高齢期に入る時代が到来し、活力ある高齢者の潜在力が期待されています。多くの高齢者は支援される側ではなく、活力を維持することによって支援する側に立つことが可能です。そのためには年齢にとらわれず、自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送ること、社会との関わりを持ち続けながら、もてる能力を発揮することが望まれます。

(1) 社会参加の促進

現 状

- シルバー人材センターは、企業や一般家庭、市・県等の公共団体から臨時的かつ短期的な仕事を請け負い、会員に提供することを目的としています。仕事の内容は、剪定、草刈、生活援助、屋内外清掃等があります。平成23年12月に一般社団法人化され、徐々に会員数や受託件数が伸びてきています。

図表 48 シルバー人材センター会員数・受託件数の推移

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|----------|----------|
| 会員数 | 134 人 | 141 人 |
| 受託件数 | 1,220 件 | 1,327 件 |

- 老人クラブ会員による一人暮らし高齢者の友愛訪問活動や、高齢者等による小学校児童の子ども見守り隊活動が行われています。

方針と取組み

▽就労やボランティア活動など高齢者の主体的な社会参加活動を支援します。

| No. | 項 目 | 内 容 |
|-----|-----------------|---|
| 12 | シルバー人材センターの支援 | 定年退職者等の高齢者に臨時的かつ短期的、または軽易な業務に係る就業の機会を提供し、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより高齢者の能力を生かした、活力ある地域社会づくりを支援します。 |
| 13 | 高齢者の福祉活動への支援 | 老人クラブを中心に、一人暮らし高齢者の交流会などの福祉ボランティア活動を支援します。 |
| 14 | 高齢者のボランティア活動の推進 | 新しい介護予防・日常生活支援総合事業、介護支援ボランティア、子ども見守り隊などの地域の安全を守る活動、まちづくりや環境ボランティアなど地域の課題に主体的に取り組む高齢者のボランティア活動を支援していきます。 |

(2)多様な活動の支援

現 状

- 生涯学習講座は年度当初に打ち合わせ会を行い、受講生で年間計画を立て実施しています。世代間交流会では保育園児や小学生との交流を行っています。高齢者の生きがいと健康づくり推進事業では、軽スポーツや笑いヨガ・健康体操など多様な教室の開催に努めています。

図表 49 生きがいづくりの実績

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------------------|----------------|----------------|
| 生涯学習講座 | 13 回(延べ 426 人) | 25 回(延べ 409 人) |
| 世代間交流会 | 5 回(338 人) | 9 回(427 人) |
| 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 | 17 回(延べ 444 人) | 27 回(延べ 528 人) |

- 単位老人クラブ会員数は年々減少しています。

図表 50 老人クラブ数の推移

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------|----------|----------|
| 単位老人クラブ数 | 155 団体 | 150 団体 |
| 会員数 | 7,582 人 | 7,233 人 |

方針と取組み

▽いつでも、どこでも、だれでも参加できる高齢者のニーズに対応した多様な学習や生涯スポーツの機会を提供するとともに、高齢期を楽しく生きがいのある充実したものにするため、趣味の講座や学習機会も提供します。これらについては、広報誌や市ホームページ等を通じて情報提供の充実にも努めます。

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|---------------------------|---|
| 15 | 生涯学習講座の充実 | 高齢者の多種多様な生活課題を主体的に解決するための必要な知識や教養を身につけるよう生涯学習講座、仲間と趣味を学習する講座など高齢者の生きがいを推進します。また、高齢者学級など高齢者の学習意欲に応え、日頃の学習成果を発表する場も提供します。 |
| 16 | 世代間交流事業 | 保育園児との交流、凧やしめ縄づくり、伝承遊び等を通じた小・中学生との交流を推進し、高齢者の豊かな体験を地域に活用する契機としていきます。 |
| 17 | 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 | 自然体験学習や木工教室を通じた小学生と高齢者の交流、軽スポーツを通じた健康増進、趣味の会活動を通じた親睦など、高齢者の生きがいと健康づくりを推進します。 |
| 18 | 総合型地域スポーツクラブの推進 | 地域において、地域が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブを推進し、世代を超えてスポーツを行うことで体力、健康増進を図りながら、地域コミュニティの形成を推進します。 |
| 19 | 老人クラブへの支援 | 高齢者の知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢者の生活を豊かにするとともに、明るい長寿社会づくりを実現するよう、魅力ある活動によって老人クラブ会員の増加と活性化を支援します。 |
| 20 | 敬老活動支援事業 | 75歳以上の人を対象として、各地区が行う敬老事業に対して補助金を交付し、活動を支援します。 |

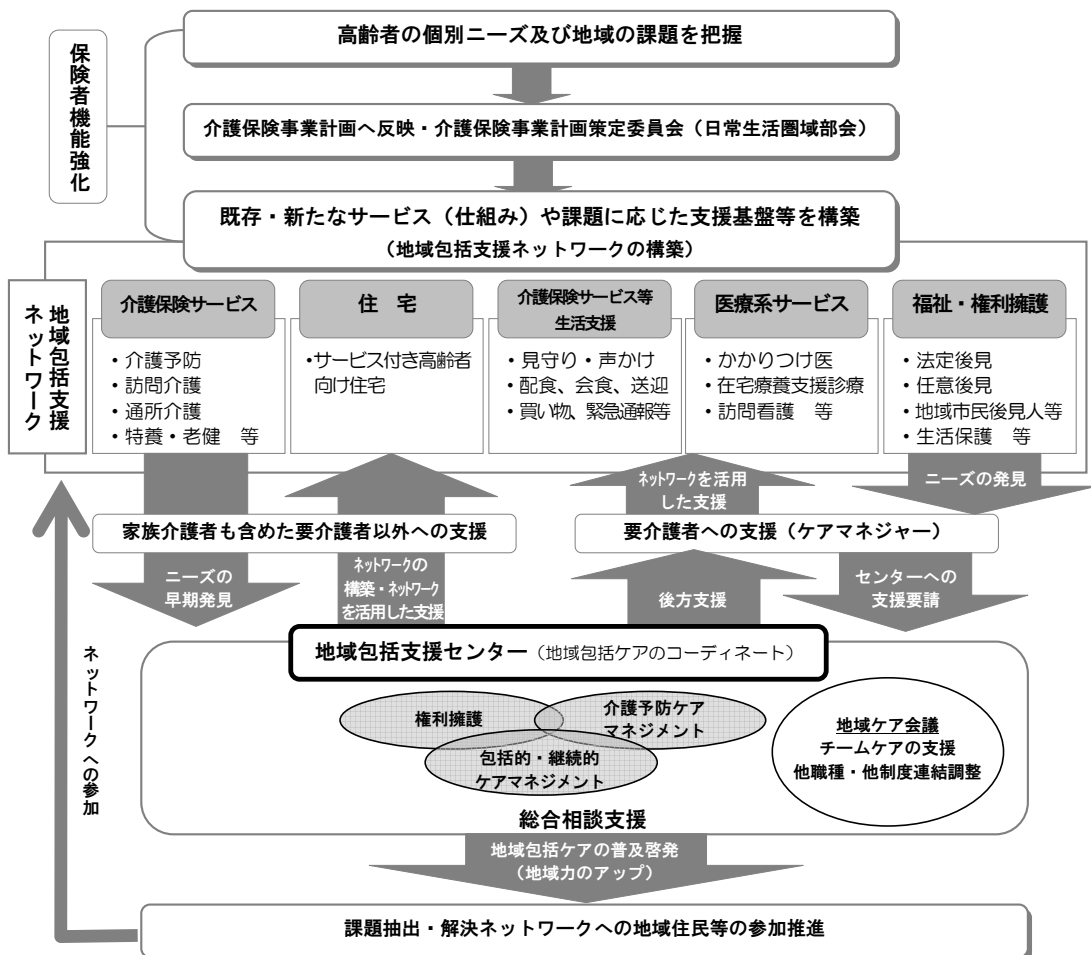
基本目標2 いつまでも安心して暮らせるまち

1. 地域包括ケアシステムの構築

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、介護保険サービスだけでは対応できない生活上の様々な問題が生じています。第5期計画ではこうした問題に対応すべく、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の強化がうたわれました。

本市も地域包括支援センターを中心に、実情に即して高齢者を取り巻く地域の関係者・機関の相互連携や日常の見守り・支え合い活動など地域力の向上が求められています。

図表 51 地域包括ケアシステムのイメージ図



【地域包括ケアの5つの視点による具体的な取組み】

- ①かかりつけ医の推進、在宅医療の推進
- ②居宅サービス、施設サービスの充実・強化、認知症ケア体制の構築
- ③地域の多様な取組みによる予防の推進(介護予防等の推進)
- ④見守り、配食、買い物等、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護等
- ⑤住まいの確保・改修支援、高齢者向け住宅の提供

(1) 包括的支援事業の充実

現 状

■本市では委託により地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センター本所には社会福祉士1名、保健師2名、主任介護支援専門員1名、介護支援専門員2名、事務職1名が配置されています。また、支所では社会福祉士1名、保健師1名、介護支援専門員6名が配置されています。

「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」「介護予防ケアマネジメント業務」を実施し、地域包括ケアの実現に向けた取組みを行っています。地域包括支援センターの認知度も高まっており徐々に普及しています。総合相談支援では、住民への各事業に関する啓発やPR、相談対応、高齢者実態把握、福祉体験教室、地区サロン健康講話、健康相談、介護・福祉・認知症出張相談等を行っています。

図表 52 本市の地域包括支援センターの設置状況

| 地域包括支援センター | 所在地 | 担当地域 |
|------------------|-----------------|------|
| 西予市地域包括支援センター 本所 | 西予市野村町野村12-15 | 野村 |
| | | 城川 |
| 西予市地域包括支援センター 支所 | 西予市宇和町卯之町四丁目746 | 宇和 |
| | | 明浜 |
| | | 三瓶 |

図表 53 地域包括支援センター相談件数

(単位：件)

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------------------|----------|----------|
| 介護保険その他の保険福祉サービスに関すること | 782 | 635 |
| 権利擁護(成年後見制度等)に関すること | 38 | 10 |
| 高齢者虐待に関すること | 62 | 21 |
| 合 計 | 882 | 666 |

■地域包括支援センター運営協議会を設置し、市と地域包括支援センターの連携、情報の共有や資質の向上を図っています。また、「西予市連携せいよ！連絡会」を開催し、保健・医療・介護・福祉の立場から事例検討に取り組んでいます。平成 26 年度は事例検討により抽出した課題の積み上げを行いました。このほか市内の医療・福祉・保健関係者等による「保健・医療・介護連絡会」を開催し、情報提供、意見交換等により地域の課題抽出と共有を図っています。他の地域ケア会議とも連携し、把握した課題をもとに地域づくり資源の開発につなげています。

方針と取組み

▽地域包括ケアを推進していくため、地域包括支援センターを中心として、地域の医療・保健・福祉関係者等の連携により、地域での継続的・包括的な地域包括ケアマネジメント体制の確立を目指します。

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|----------------------------|--|
| 21 | 地域包括支援センターの機能充実【充実】 | 基本となる業務や役割などについて、広く市民に周知を図り、機能が効果的・効率的に実施できるように支援します。 平成26年度から運営指針を定めており、適切な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会等で検討を行います。 |
| 22 | 総合相談支援事業 | 高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関、または制度の利用につなげる等の支援を行います。 |
| 23 | 権利擁護のための援助 | 高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応を行います。 また認知症ケアパスの普及、認知症予防講座の開設に取り組みます。 |
| 24 | 包括的・継続的ケアマネジメント支援 | 介護支援専門員（ケアマネジャー）、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携、地域において多職種相互の協働等による連携等、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行います。 |
| 25 | 介護予防ケアマネジメント | 自立を基本に、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めながら、地域における健康づくり、老人クラブ活動、ボランティア活動等、地域における介護保険以外の様々な社会資源の活用を図るとともに、介護予防の効果を高めるよう要介護認定の非該当から要支援までの一体的なケアマネジメントを行います。 |

(2)新しい介護予防・日常生活支援総合事業の展開

現 状

▽本市では、介護予防事業として、二次予防事業の対象者把握事業、通所型介護予防事業などの二次予防事業と介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業などの一次予防事業を実施しています。介護保険制度の改正により、現行の介護予防給付に位置づけられている介護予防訪問介護と介護予防通所介護及び介護予防事業については、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）へ移行することとされました。

これは、要支援者と要支援認定を受けていない事業対象者が利用する「介護予防・生活支援サービス事業」とすべての高齢者が利用する「一般介護予防事業」で構成されており、それらが地域支援事業として位置づけられます。

方針と取組み

▽地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指し新しい総合事業を展開していきます。

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを提供することにより、効果的かつ効率的な支援を行います。

▽新しい総合事業の担い手となる地域資源の発掘や育成、多様な主体のネットワーク化を進め、新しい総合事業の実施に向けた体制整備に取り組みます。

平成29年4月から新しい総合事業を全面展開することとし、それまでと変わらないサービスを提供していきます。

| No. | 項 目 | 内 容 |
|-----|-------------------------|--|
| 26 | 訪問型サービス【新規】 | 要支援者等に対し、訪問介護員による身体介護や生活援助のほか、多様な主体による掃除、洗濯等の多様な日常生活上の支援を提供します。 |
| 27 | 通所型サービス【新規】 | 要支援者等に対し、通所介護と同様のサービスや生活機能の向上のための機能訓練のほか、多様な主体により、機能訓練や集いの場等多様な日常生活上の支援を提供します。 |
| 28 | その他の生活支援サービス【新規】 | 要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供します。 |

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|------------------|---|
| 29 | 介護予防ケアマネジメント【新規】 | 介護予防及び生活支援を目的として、要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施され、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。また、要支援認定を受けた人へのケアマネジメント業務も併せて行います。 |

【介護予防・生活支援サービス事業】

平成 29 年度から、介護予防・生活支援サービス事業として以下の各種事業を推進します。

| | サービス | 内容 |
|---------------------|-----------|--|
| 訪問型サービス | 訪問介護 | 訪問介護員による身体介護、生活援助等の現行の介護予防訪問介護相当サービス |
| | 訪問型サービスA | 主に雇用されている労働者により提供される緩和した基準によるサービス |
| | 訪問型サービスB | 有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による支援 |
| | 訪問型サービスC | 保健・医療の専門職により提供される短期間で行われる支援 |
| | 訪問型サービスD | 介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援 |
| 通所型サービス | 通所介護 | 通所介護事業者の従事者による現行の介護予防通所介護相当サービス |
| | 通所型サービスA | 主に雇用されている労働者により提供される、又は労働者ととともにボランティアが補助的に加わった形により提供される、緩和した基準によるサービス |
| | 通所型サービスB | 有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による支援 |
| | 通所型サービスC | 保健・医療の専門職により提供される、短期間で行われる支援 |
| その他の生活支援サービス | | ①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等） |
| 介護予防ケアマネジメント | ケアマネジメントA | 予防給付に対する介護予防支援に相当する原則的な介護予防ケアマネジメント |
| | ケアマネジメントB | 簡略化した介護予防ケアマネジメント |
| | ケアマネジメントC | 初回のみ介護予防ケアマネジメント |

(3)在宅医療・介護連携の推進

現 状

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者を地域で支えていくためには、医師や歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職等によって提供される在宅医療と、ケアマネジャーなどの介護関係職種によって提供される介護サービスが一貫性を持って提供されることが重要であるとされています。
- 介護保険制度の改正により、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実として、在宅医療・介護連携が推進されることとなりました。

方針と取組み

▽高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職、ケアマネジャーなどの多職種が一堂に会する協議の場の設置等により、高齢者の退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で医療と介護の連携を図ることのできる体制づくりを進めます。

| No. | 項 目 | 内 容 |
|-----|---|---|
| 30 | 医療・介護サービス 資源把握事業【新規】 | 地域の医療機関・介護事業者等の情報を集約し、マップ又はリストを作成して地域の医療・介護関係者や住民に公表します。 |
| 31 | 医療・介護連携推進会 議事業（保健・医療・ 介護連絡会）【拡充】 | 保健・医療・介護連絡会により、地域の課題抽出、共有を図るとともに、地域づくり資源の開発に努めます。 地域包括支援センターや介護支援専門員が、地域の医療機関や訪問看護事業所等と連携が図れるよう、退院時マネジメントを推進します。 |
| 32 | 在宅医療・介護連携 支援センター（仮称） 事業【新規】 | 医療・介護関係者等を対象とした地域の在宅医療・介護連携についての相談窓口を担う在宅医療・介護連携支援センター（仮称）を設置します。 |
| 33 | 在宅医療・介護サービス 情報共有支援事業 【新規】 | 情報共有の手順等を定めたマニュアルを活用し、地域の医療・介護関係者等の間で、医療、介護等に関する情報を共有できるよう支援します。 |
| 34 | 在宅医療・介護関係者 研修事業【新規】 | 医療関係者への介護研修会や介護関係者への医療研修会を行うとともに、医療・介護関係者による多職種連携に関するグループワーク等の研修を行います。 |

(4) 認知症高齢者施策の推進

現 状

■平成27年1月、国では「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」を公表し、認知症の人の意見が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して、次の7つの柱を示しました。

①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

→全国的なキャンペーンの展開、認知症サポーター養成講座を修了した人の上級講座等の推進

②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

→歯科医師・薬剤師の認知症対応力の向上、看護職員の認知症対応力向上、新任の介護職員等向け認知症介護基礎研修（仮称）の実施、医療・介護連携のマネジメントのための情報連携ツール例の提示

③若年性認知症施策の強化

④認知症の人の介護者への支援

⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進（新規）

→生活の支援（ソフト面）、生活しやすい環境（ハード面）整備、就労・社会参加支援、安全確保

⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進（新規）

⑦認知症の人やその家族の視点の重視（新規）

→初期段階の認知症の人のニーズ把握や生きがい支援、認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画

■本市では、もの忘れが気になる人や、認知症の人を介護している家族などが利用できるサービス等をまとめた西予市版認知症ケアパス「認知症あんしんノート」を作成しました。この「認知症あんしんノート」は、認知症の診断をしている医療機関の情報や、市が実施している認知症に対する取組み、また、認知症の家族を介護するときの心構えなどの情報を掲載しています。

■高齢者が日常的に利用したり、立ち寄ったりする商店や、日々の業務の中で高齢者と身近に接することが多い事業所等の協力を得て、見守り活動等を行う「高齢者あんしんネットワーク事業」を開始しています。ネットワークへの登録事業所等は「あんしんサポーター加盟店」として、HP等で公表しています。また、認知症が進行し、徘徊等により万一行方不明となった場合に早期に発見することを目的として、そのおそれのある高齢者等の事前登録制度「西予市徘徊高齢者等 SOS 登録事業」を推進しています。事前に登録された情報は市が一括管理し、徘徊が起こった場合には、警察や消防と連携し、速やかに情報提供ができる体制をとっています。このほか、平成27年2月には、徘徊 SOS ネットワーク模擬訓

第5章 推進する施策

練を行いました。

図表 54 高齢者あんしんネットワークと徘徊高齢者等SOS登録事業



ネットワーク登録事業所<あんしんサポーター加盟店>：高齢者が日常生活で利用したり立ち寄りたりする事業所、日々の業務において高齢者の居宅やその周辺で高齢者と接点を持つ事業所等。

■認知症高齢者は判断力が低下するため、介護保険サービスの利用や日常的な金銭管理などに支援が必要になります。このため、日常生活自立支援事業⁴（旧地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度⁵の利用を推進しています。

■認知症の増加に伴い、社会福祉協議会や地域包括支援センターへの相談は、件数こそ減少していますが、困難案件が多く、一件あたりに関与する時間が長期化しています。必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度への利用支援につなげています。また、平成25年度から、西予市成年後見制度利用支援事業実施要綱を策定し、判断能力の不十分な高齢者等の制度利用促進に努めています。

4 日常生活自立支援事業：

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

5 成年後見制度：

自分で財産管理や介護等の契約行為が困難であったり、悪質商法の被害に遭うおそれがある人を法的に保護する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

図表 55 権利擁護に関する相談件数・成年後見制度市長申立件数（年間）

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------------|----------|----------|
| 権利擁護相談件数 | 38 件 | 17 件 |
| 成年後見制度市長申立件数 | 0 件 | 1 件 |

■地域や職域、学校などで認知症に関する基礎的な知識について学習する講習会を実施しています。認知症サポーター養成講座は、民生委員や地域で実施されるサロン事業、見守りネットワーク推進事業などで実施希望は増えてきており、中学生にも実施しています。講座修了者は「認知症サポーター」となり、支援者の「目印」としてオレンジリング（ブレスレット）を渡しています。



平成 27 年 1 月現在、市内には 2,603 人の認知症サポーターがおり、毎年着実にその数は増加していますが、一方で養成講座に参加した人、キャラバン・メイトに登録している人の活用が不十分で、事業所（職域）などへの働きかけも求められます。

方針と取組み

▽認知症ケアパスの活用を推進するとともに、認知症サポーター等の養成を進めるなど認知症への理解を高め、認知症の早期発見に努めます。

▽認知症高齢者を介護する家族に対しては、総合的な相談や家族介護者間の交流、相談、情報提供などにより精神的負担の軽減を図ります。

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|---------------------------|--|
| 35 | 認知症ケアパスの普及【充実】 | 市民、介護従事者、医療機関等に普及・啓発を行うとともに、ケアパスの内容を定期的に見直していきます。 |
| 36 | 認知症サポーター、キャラバン・メイトの育成【充実】 | 地域に認知症の正しい知識を普及したり、認知症高齢者と家族を支援する認知症専門のボランティアの育成に取り組んでいきます。 |
| 37 | うつ予防・支援のための健康相談【充実】 | 基本チェックリストに合わせて、うつ該当者の把握を行い、必要に応じて、保健師、社会福祉士、介護支援専門員等の専門職が訪問し、うつや心の健康づくりに関する健康相談や情報提供を行います。 また、地域包括支援センターでは、早期に支援が必要な高齢者の把握のため、高齢者実態把握を行います。 |

第5章 推進する施策

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|-------------------------------|--|
| 38 | 認知症高齢者見守りネットワークづくり【充実】 | <p>何らかの支援を必要とする人にとって、最も身近な地域住民のほか、民生委員、サービス事業者等による見守りネットワークづくりを構築します。</p> <p>また徘徊高齢者等SOS登録事業を推進するとともに、認知症の人やその家族への支援として、認知症カフェ（仮称）の開設について地域の実情を踏まえながら検討していきます。</p> |
| 39 | 日常生活自立支援事業の推進 | <p>自らの判断能力が十分でない人などが必要とするサービスを適切に利用したり、日常的な金銭管理を支援したりする日常生活自立支援事業について、情報提供や相談支援体制の充実など制度の普及促進や適正な運用に努めます。</p> |
| 40 | 権利擁護事業 | <p>権利擁護にかかる相談等に対応するほか、関係団体、虐待防止ネットワーク等の連携により、虐待の早期発見、虐待防止の啓発活動に取り組むとともに、個々の虐待のケースに応じて保健医療サービスなどの継続を支援します。</p> |
| 41 | 成年後見制度利用の支援 | <p>判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護について、代理権などの権限が与えられた成年後見人が本人を保護する成年後見制度について、その内容を広く周知するとともに、関係機関や団体と連携して制度の利用支援に努めます。</p> |
| 42 | 認知症施策の総合的な推進 | <p>認知症初期集中支援チームの設置や、認知症地域支援推進員の配置により、認知症になっても安心して生活できるように、認知症施策を総合的に推進します。</p> |

※ 認知症初期集中支援チームとは、

複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問（アウトリーチ）し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行って、自立生活のサポートを行う体制をいいます。

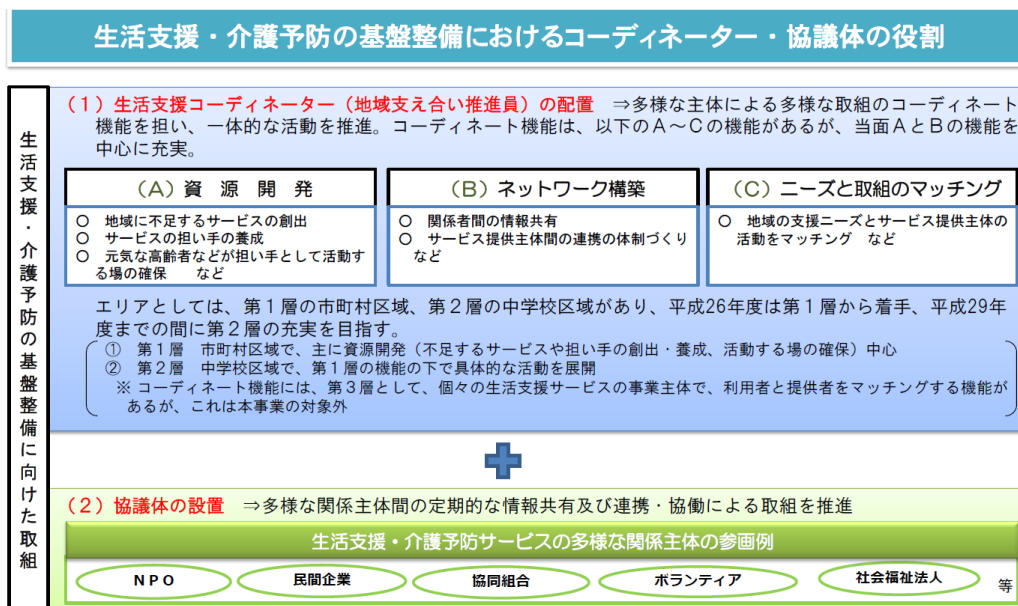
※ 認知症地域支援推進員とは、

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者をいいます。

(5)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

■単身世帯や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の一層の増加が予測されており、高齢者が地域で生活を継続していくためには生活を支援するサービスが必要で、そのためNPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の生活支援サービスを担う事業と連携しながら、多様な支援体制を構築していく必要があります。また、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等社会資源の開発やネットワーク化を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置が地域支援事業に位置づけられており、本市においても地域支援事業における多様で柔軟な生活支援サービスを創出し、高齢者が担い手として社会参加できる地域づくりが求められています。今後は介護支援ボランティアのポイント制度の導入など、高齢者の生活支援に関する活動が評価され、好循環が生まれる仕組みが求められます。

図表 56 生活支援コーディネーターの役割



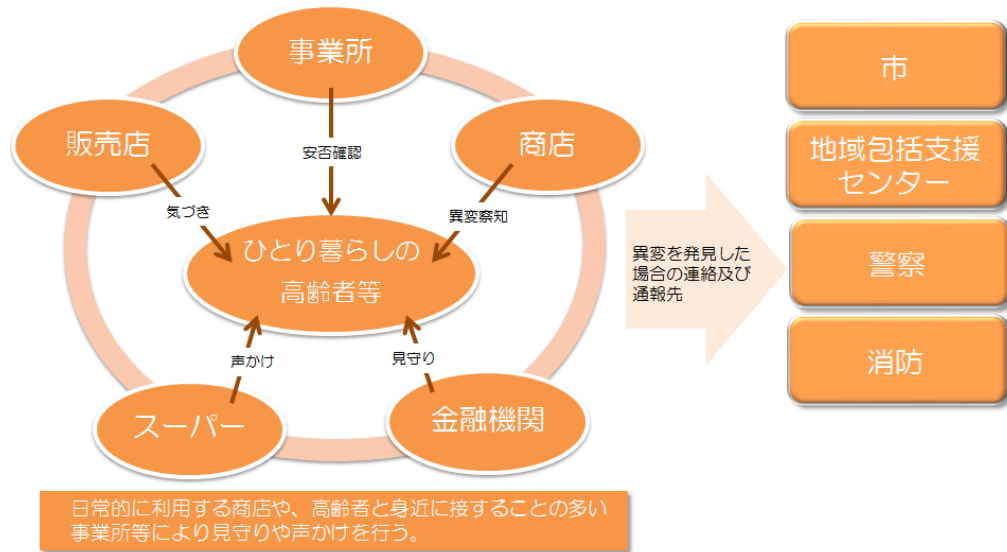
※1 これらの取組については、平成26年度予算案においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。
 ※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

■ “ともに支え合う輪を広げよう 西予” を基本テーマ（目標）に掲げた西予市地域福祉計画を平成21年3月に策定し、平成26年3月には第2次西予市地域福祉計画として見直しました。市民一人ひとりがノーマライゼーションの理念を理解し、地域を「一つの大きな家族」としてとらえたまちづくりの実現を目指しており、地域で行われているサロンでの相談や見守りネットワークづくりを推進しています。

■ 地域全体で支える仕組みとして、高齢者と身近に接することが多い商店等の協力を得て、日々の業務の中で見守り活動等を行う「高齢者あんしんネットワーク事業」に取り組んでいます。

第5章 推進する施策

図表 57 西予市の高齢者あんしんネットワークイメージ図



■平成 23 年度から「せいよ地域づくり交付金事業」を実施しています。この事業は地域の自由な発想により活用することのできる交付金事業で、地域の多様化するニーズに応え、課題を地域自らの手で解決に導くことで活力ある西予市をつくりあげていこうとする事業です。地域づくり組織は、小学校区を基本単位とした 27 の地域に設置されています。それぞれの事業を実施していくために、地域で話し合いを重ねて「地域づくり計画書」を策定しています。また地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、各地域づくり組織に 2 名程度の地域担当職員を配置しています。

図表 58 せいよ地域づくり交付金事業のしくみと取組みの光景

| 地域名 | 地域づくり組織名 |
|-----|----------------------------------|
| 明浜 | 浜津 浜津スマイル-いいまちづくり隊- |
| | 狩江 かりとりもさくの会 |
| | 高山 高山・宮野浦地域づくり協議会 |
| | 田之浜 大崎振興会 |
| 宇和 | 多田 多田地域づくり協議会 |
| | 中川 中川地区団体連絡協議会 |
| | 石城 石城地域づくり委員会 |
| | 宇和 宇和地域づくり協議会 |
| | 田之筋 田之筋地域づくり協議会 |
| 野村 | 下宇和 下宇和地域づくり協議会 |
| | 明間 明間地域づくり会 |
| | 野村 野村地域自治振興協議会 |
| | 溪筋 溪筋自治振興協議会 |
| | 中筋 中筋地区自治振興会 |
| | 大和田 大和田地区むらおこし会 |
| | 横林 横林自治振興協議会 |
| 野村 | 惣川 惣川自治振興会 |
| | 大野ヶ原 大野ヶ原むらおこし会 |
| 城川 | 遊子川 遊子川地域活性化プロジェクトチーム (遊子川もりあげ隊) |
| | 土居 心るさと創生会 |
| | 高川 高川地域づくり会 |
| 三瓶 | 魚成 魚成地域振興会 |
| | 三瓶 みかめやってみん会 |
| 三瓶 | 二本生 にきび地域づくり会 |
| | 岡木 岡木ピリ島むらおこし会 |
| | 蔵貴 蔵小学校区心るさと振興会 |
| 三瓶 | 下治 下治地域づくり振興会 |



市役所

申請

交付金

地域づくり組織

事業

事業

事業

事業

地域住民が地域課題解決のために必要と考える事業。地域の活性化につながる事業など。





方針と取組み

▽協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置等を通じて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を行い、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組みを行います。

▽高齢者を取り巻く地域活動やボランティア活動等の市民の自主的な取組みを、高齢者を支える重要な役割を果たすものとして位置づけ、活動のための環境整備を推進します。

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|-------------------|---|
| 43 | 高齢者の見守りの推進【充実・拡充】 | 商店や事業者による見守りネットワークを拡充するとともに行政、自治会、民生委員等が各々の日常業務の中で高齢者等への声かけや見守りを行うことを目的とする組織等（見守り活動団体）の育成を支援します。 |
| 44 | 高齢者世帯調査 | 自立生活の支援や見守り活動に役立てるため、市内に居住している80歳以上の一人暮らし高齢者世帯を対象に在宅生活の実態調査を行います。 また民生委員と協働し、早期に支援が必要な高齢者の把握のため、予防事業対象者や日常生活圏域ニーズ調査未回答者に対して、訪問活動を行います。 |
| 45 | 関係機関とのネットワークづくり | 地域包括支援センターや民生委員、ケアマネジャー、老人クラブ、医療機関などの地域の様々な機関、社会資源と連携を密にして、地域のネットワークの構築を図るとともに、高齢者の状況に応じて適切な支援が包括的・継続的に提供されるように体制を整備します。そのツールの1つとして、クラウドシステムを活用し、ネットワークの構築を図ります。 また、生活支援サービスの提供体制整備のため協議体を設置します。 |
| 46 | 地域福祉活動の支援【充実】 | 地域の生活課題に気づき、課題の解決と生活の質を向上するための解決の方策を見出す、市民の主体的な地域福祉活動（支え合い・助け合い）を支援します。 |
| 47 | サロン活動への支援 | 地区サロン活動を地域住民の関係づくりや住民参加の機会として位置づけ、その活動を支援します。 |
| 48 | 援護活動の推進 | 地域の民生委員が中心となって、一人暮らしの高齢者に対し、友愛訪問、安否の確認等の援護活動を行います。 |

※ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）とは、

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者をいいます。

2. 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備

高齢社会における生活環境はノーマライゼーションの理念に基づき、すべての住民が安心して日常生活を送ることができるよう生活環境を整備していく必要があります。

(1) 生活環境の整備

現 状

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするサービス付き高齢者向け住宅⁶が創設されました。
- 市内公共施設にオストメイト⁷対応トイレの設置等、すべての人が利用しやすい施設整備を進めています。

図表 59 バリアフリー・ユニバーサルデザインの実績

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------|----------|----------|
| スロープ・多目的トイレの設置 | 4か所 | 5か所 |

- 平成 22 年度に「西予市地域公共交通総合連携計画」（平成 23～27 年度）を策定し、新たな生活交通システムを『おでかけせいよ』と称して便利で快適な移動手段の確保を推進しています。しかし、少子高齢化の影響により利用者が年々減少しています。

図表 60 おでかけせいよの実績

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------------|----------|----------|
| 輸送人員(延べ利用者数) | 542,501人 | 512,223人 |
| うち市内 | 332,640人 | 300,002人 |

⁶ サービス付き高齢者向け住宅:

医療・介護・住宅が連携して安心できる住まいを供給するため、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅について、入居者保護と供給促進の観点から、厚生労働省・国土交通省により新たに創設された制度です。床面積原則 25 m²以上、バリアフリーなどのハード面、家事援助をはじめとする各種サービスの提供（少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供）、居住の安定が図られた契約など基準が明確になり、行政による指導監督が行われます。

⁷ オストメイト:

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害を負い、手術によって人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口（ギリシャ語でストーマ）」を造設した人を「オストメイト（ostomate）」といいます。

方針と取組み

▽高齢者の安全安心な住環境の確保に向けた支援を行います。

▽公共施設、道路、公園等のバリアフリー化の推進を図るとともに、計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討します。

▽高齢者の社会参加を支援するため、公共交通機関の利便性の向上に努め、高齢者が安心して活動できる環境づくりを推進します。

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|-----------------------------------|--|
| 49 | 住宅改修費の支給 (要介護・要支援認定者) | 介護保険サービスにより手すりの取り付け、段差の解消などの住宅改修を行う場合、限度額の範囲において費用を支給します。 |
| 50 | 高齢者住宅等の情報提供 | サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を行います。 |
| 51 | 公共建築物や公園等の整備充実(バリアフリー化の推進) | 広場・公園を含め公共建築物の整備充実について、障害者をはじめすべての市民にとって、利用しやすい施設となるようバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り込んでいきます。 |
| 52 | 生活交通システム 『おでかけせいよ』の推進 | いつまでも暮らしていける西予を支える交通システム「おでかけせいよ」により、自家用車が使えない市民にとっても「おでかけ」が可能となる交通体系を推進します。 |
| 53 | 高齢者路線バス利用 助成事業 | 70歳以上の人で、通院及び買い物等の交通手段として公共路線バスを利用する人に対して、運賃の助成をし、負担軽減を図ります。 |

(2)安心・安全な地域づくりの推進

現 状

- 平成21年度に西予市災害時要援護者対策会議を設置し、災害時における避難行動要支援者情報の収集と避難支援等関係者への情報提供により、実効性のある避難支援がなされるよう避難行動要支援者支援システムの構築を推進しています。避難行動要支援者未登録者の解消、避難行動要支援者の情報共有の拡大を進める必要があります。

図表 61 避難行動要支援者登録者数の実績

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------------------|--------|--------|
| 登録者数 | 6,587件 | 6,541件 |
| 名簿(外部提供同意者)の情報共有団体数 | 2団体 | 5団体 |
| 個別計画書の策定 | 2,636人 | 2,311人 |

- 自主防災組織の組織力向上のため、地区ごとの防災訓練や自主防災組織活動助成金の交付を行っています。自主防災組織数は増加しており、住民の防災への意識は高まっています。

図表 62 自主防災組織・防災訓練の実績

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------|--------|--------|
| 自主防災組織数 | 65 | 66 |
| 自主防災組織率(%) | 97.4 | 97.9 |
| 防災訓練実施数 | 24 | 21 |
| 防災訓練実施率(%) | 36.9 | 31.8 |

- 交通事故発生件数の内、高齢者の事故が50%以上を占めています。振り込め詐欺は悪質化しているといわれていることから、引き続き広報誌やホームページ等で注意を呼びかけていく必要があります。

図表 63 交通事故・犯罪発生件数等の状況

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------------|--------|--------|
| 交通事故発生件数 | 156件 | 143件 |
| 交通安全施設整備 | 58か所 | 59か所 |
| 犯罪発生件数 | 273件 | 197件 |
| 防犯灯設置数 | 64灯 | 24灯 |
| 消費者被害に関する出前講座の開催 | 10回 | 13回 |

方針と取組み

▽今後は、避難行動要支援者支援システムの適切な運用と避難行動要支援者名簿への新規登録を推進します。

▽地域と協力して安心・安全な地域づくりの事業に取り組むとともに、避難行動要支援者の避難支援を推進します。

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|-----------------------|--|
| 54 | 災害時等の避難誘導体制の整備 | 西予市地域防災計画に基づき、災害時に自力で避難できない避難行動要支援者の把握に努め、自治会等地域住民の協力のもとに避難所への避難誘導の支援を図ります。また、避難行動要支援者支援マニュアルを作成し、地域と協働で支援台帳の整備、避難行動要支援者の支援体制づくりを進めます。 |
| 55 | 自主防災組織の育成 | 地域住民の防火、防災意識の高揚を図り、地域ぐるみの防火・防災体制を確立するため自主防災組織の活性化を促進します。また、地域ごとに防災訓練を実施することにより、災害発生時の被害の軽減、人的被害の防止を図ります。 |
| 56 | 交通安全意識の高揚 | 警察、関係団体と協力し、高齢者、子どもや障害者など交通弱者を交通事故から守るため、交通安全施設の整備促進をはじめ、交通安全教室など交通安全に関する事業を推進します。 |
| 57 | 防犯活動の促進 | 行政、関係団体が連携をとり、地域住民による防犯組織の強化を図り、地域全体で防犯体制づくりを促進します。 |
| 58 | 消費者生活知識の普及 | 消費者に身近な問題について広報誌や出前講座で情報を提供し、消費者被害を防止します。 |

(3) 高齢者の虐待防止

現 状

- 高齢者虐待の原因には、身体的、精神的、社会的、経済的要因等様々な問題が考えられます。高齢者虐待の発生予防や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、関係団体、関係機関等との連携・協力体制を構築して対応することが重要です。
- 認知症の家族介護者は介護負担が重く、肉体的、精神的重圧から虐待が生じやすいといわれています。
- 平成18年4月、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（「高齢者虐待防止法」）が施行され、虐待を発見した者は通報の義務を負うことになりました。

方針と取組み

▽地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、高齢者の虐待の早期発見、早期対応を図ります。

| No. | 項 目 | 内 容 |
|-----|-----------------|--|
| 59 | 高齢者虐待防止 | 高齢者虐待に対する知識の普及を図るとともに、地域包括支援センターを中心とした関係団体等によるネットワークを構築し、適切な対応を図ります。 |
| 60 | 高齢者虐待の早期発見、早期対応 | 地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、高齢者の虐待の早期発見、早期対応を図ります。 |

(4) 自立を支えるサービスの提供

現 状

- 地域生活の自立支援として以下の事業を実施してきました。介護保険制度の改正により、総合事業として見直すことが想定されます。また住宅改修については質の向上に向けた課題がみられます。

図表 64 各種在宅生活支援サービスの実績

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-------------|----------|----------|
| 食の自立支援事業 | | |
| 延べ配食数 | 6,041食 | 5,290食 |
| 緊急通報体制等整備事業 | | |
| 緊急通報装置設置台数 | 205 台 | 187 台 |
| 住宅改修 | 245 件 | 244 件 |

- 本市では市内に奥伊予荘（定員 70 名）と三楽園（定員 50 名）の 2 か所の養護老人ホームのほか、ケアハウス（軽費老人ホーム）を 2 施設整備しています。

図表 65 養護老人ホーム・ケアハウスの実績（実人員/月）

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------|----------|----------|
| 養護老人ホーム | 113人 | 114人 |
| 奥伊予荘 | 68人 | 69人 |
| 三楽園 | 45人 | 45人 |
| ケアハウス(2施設) | 60人 | 60人 |

- 高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするサービス付き高齢者向け住宅⁸が創設されました。

⁸ サービス付き高齢者向け住宅：

医療・介護・住宅が連携して安心できる住まいを供給するため、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅について、入居者保護と供給促進の観点から、厚生労働省・国土交通省により新たに創設された制度です。床面積原則 25 m²以上、バリアフリーなどのハード面、家事援助をはじめとする各種サービスの提供（少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供）、居住の安定が図られた契約など基準が明確になり、行政による指導監督が行われます。

方針と取組み

▽高齢者の自立した生活を支えるために、多様化する高齢者ニーズ等を十分に踏まえ、きめ細かな在宅生活を支援するサービスの提供を推進します。また介護保険制度改正に伴う総合事業への円滑な移行に向けた検討を行います。

▽生活のための外出を支援する交通施策の制度の維持に努めます。

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|-----------------------------|--|
| 61 | 食の自立支援事業 | 65歳以上の単身世帯、高齢者世帯で食事の調理が困難な人に、昼に給食を配達し、安否確認、孤独感の解消など、日常生活を支援します。 |
| 62 | はり・きゅう・マッサージ補助事業 | はり・きゅう・マッサージ等の施術費用の一部を助成します（支給要件あり）。 |
| 63 | 緊急通報体制等整備事業 | 市内在住で満65歳以上の一人暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害、その他緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。 |
| 64 | 養護老人ホーム | 65歳以上の高齢者で、心身状況、家庭環境等の問題により、自宅での生活が困難な人を対象として老人福祉法による入所措置を行います。 |
| 65 | ケアハウス | 軽費老人ホーム（ケアハウス）の運営に要する経費の一部を補助します。 |
| 66 | 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター） | 65歳以上の独居世帯、高齢者世帯等で自宅の生活が困難な人へ、施設の居室を提供（貸与）し、自立した生活が送れるよう支援します。 |
| 67 | 高齢者住宅等の情報提供 | サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を行います。 |

基本目標3 介護保険サービスが充実しているまち

1. 持続可能な介護保険の運営

本市では、要介護（要支援）認定者及びその家族に対し、必要な介護保険サービスが提供されるよう、居宅サービス、施設・居住系サービスに加え、地域密着型サービスの基盤整備を行ってきました。介護保険法第2条第4項では、「保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」とされています。本計画においても在宅介護の推進が中心課題となります。

また「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行により、医療と介護の連携強化が進められます。

(1) 介護保険サービス提供の充実

現 状

- 第5期計画では、居住系のサービスの整備が介護福祉施設（特別養護老人ホーム）待機者の減少につながることを想定し、既存グループホームの増床（5床）及びグループホームの新設等（36床）の41床、さらに既存のケアハウスの混合型特定施設30床の指定を行いました。
- 一方、県が主体となって平成25年度に実施した介護保険施設等入所申込者調査から、介護福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設の待機者が相当数発生しています。市が実施したケアネジャーへのアンケート調査からも、真に施設入所が必要な人や居宅サービスを利用しながら施設入所を待っている人が存在することが把握されました。今後も市民のニーズを継続的かつ的確に把握する必要があります。
- 介護保険制度の改正により、全国一律の予防給付（訪問介護、通所介護）の地域支援事業への移行（平成29年度以降）や、介護福祉施設（特別養護老人ホーム）の新規入所者を原則要介護3以上に限定することになります。
- 医療・介護の連携として、本市では地域包括ケア「見える化」システムを活用しています。これにより医療保険情報収集、介護（予防）給付の現状分析や他保険者との比較、好事例の収集が可能となり、地域包括ケアシステムの構築の一端を担うことになります。
- 平成24年度から介護サービス利用者に対して「介護サービス満足度調査」を実施しています。利用者のニーズを把握し、充実すべきサービス等について検討しています。
- 平成26年度から多職種連携のためのツールとして、クラウド型システムを導入しています。

第5章 推進する施策

高齢者のサービス利用の円滑化を目的として開始し、現在では介護支援専門員、介護事業所、医師会、警察、消防、行政等様々な職種が参画し、情報共有を目的として運用しています。クラウドの活用は全国でも先行的な事例であり、地域包括ケアシステムの構築に向けた重要な取り組みとして位置づけています。

方針と取組み

▽利用ニーズ等を把握し、計画的に伝えていくとともに、介護保険制度改正を踏まえた新たな体系に円滑に移行するよう、サービス提供体制を構築します。

▽多職種協働による「地域ケア会議」の活用、クラウド型システムの活用を推進します。

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|---------------|--|
| 68 | 居宅サービスの充実 | サービスの質の向上を図るとともに、利用状況や利用意向を見極めながら、適正なサービスの提供を推進します。 |
| 69 | 施設・居住系サービスの充実 | 市民ニーズを視野に入れながら、総合的な視点から量的確保を推進します。 |
| 70 | 地域密着型サービスの充実 | 利用状況や利用者の意向を把握するとともに、地域密着型サービスの質の向上を図ります。 |
| 71 | 見える化の推進 | 介護・医療関連情報の見える化により、要介護認定データ、介護保険レセプトデータ、介護医療関連情報のデータを活用し、情報基盤の整備を推進します。 |

(2)サービスの質的向上・安全性の確保と情報提供の充実

現 状

- 地域密着型サービス事業所に計画的な指導を行っており、地域密着型サービス創設時から平成26年度までにすべての事業所に対して実地指導を実施しました。

図表 66 地域密着型サービス事業者への指導の状況

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|
| 集団指導 | 1回 | 1回 |
| 実施指導 | 3事業所 | 5事業所 |

- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）全16事業所の運営推進会議に市職員が出席し、利用状況やサービスの質の向上への取り組みなど現状を把握しましたが、利用者の意向の把握には至りませんでした。また、運営推進会議の設置が義務づけされていない認知症対応型通所介護についても利用者の現状把握には至っていません。
- 市に寄せられた苦情に関する調査を行っています。事業所に対しては、不適正な請求、基準違反、虐待の有無等もチェックしています。

図表 67 苦情件数の状況

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|
| 苦情件数 | 9件 | 10件 |

- 介護相談員が施設等に訪問して利用者の要望等を把握しています。連絡会を月1回開催するほか事業所を交えた連絡会を開催し、情報交換等を行っています。

図表 68 介護相談員の取組み状況

| | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------------|--------|--------|
| 介護相談員連絡会 | 12回 | 12回 |
| 介護相談員及び事業所連絡会 | 1回 | 1回 |
| 施設訪問 | 127回 | 124回 |

- 給付費の適正化については、医療給付情報との突合を中心に確認し、年2回、介護給付費の通知を行いました。
- ケアプランについては、新規は全件の提出を求め、更新者は調査票チェック時に給付実績と照らし合わせて確認を行っています。また、2か月に1回、地域包括支援センターと介護支援専門員連絡会を開催し、情報共有によりケアプランの質的向上に取り組んでいます。利用者には介護給付費通知を送付し、サービスの利用状況の自己確認をお願いしています。

図表 69 適正なサービス利用の取組み状況

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----------|----------|----------|
| ケアプランチェック | 748 件 | 629 件 |
| 介護給付費通知 | 2回 | 2回 |

■市民への介護保険サービスに関する情報提供として、「わたしたちの介護保険」を全戸に配布し、市ホームページへ掲載したほか、新たに第1号被保険者の資格を取得した人へパンフレットを送付しました。

方針と取組み

▽サービスの質の確保の観点から、地域密着型サービス事業者の指定及び指導監督を行います。また、ケアマネジャーの資質の向上も図ります。

▽量・質ともに適切なサービスの提供を事業者とともに推進します。

▽サービス提供時の安全性の確保に努めます。

▽利用者が安心して必要なサービスを選択・利用できる環境を整えます。

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|--------------------------|--|
| 72 | 地域密着型サービス運営委員会の運営 | 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスの指定、取消、指定基準の設定等を実施するにあたり、協議を行う場として設置している地域密着型サービス運営委員会において、学識経験者や地域の保健医療関係者、福祉関係者、被保険者など各方面の意見を踏まえながら、サービス提供体制の整備を行います。 |
| 73 | 地域密着型サービス事業所への指導 | 地域密着型サービス事業所に対し集団指導及び実地指導を行い、サービスの質の確保に努めます。 |
| 74 | 介護支援専門員の能力の向上 | 介護支援専門員連絡会の開催により、能力向上を図り、適切なケアプランの作成を目指します。また、地域包括支援センターにより、ケアマネジャーの抱える困難ケースへの支援も行います。 |
| 75 | 地域密着型サービス事業者の連携充実 | 地域密着型サービス事業者連絡会を開催し、事業者間の連携を図り、サービスの総合的な向上を図るとともに、適切なサービス提供につなげます。 |
| 76 | 事業者に対する事故防止対策 | サービス提供時の事故防止や緊急時の対応などの啓発を行うとともに、事業所内の事故防止の徹底と職員一人ひとりの対応力を高めるよう協力を求めます。また、市指定の「事故報告書」の提出を徹底させ、その内容精査により再発防止を指導します。 |

| No. | 項目 | 内容 |
|-----|----------------------|--|
| 77 | 利用者等からの苦情への対応 | 利用者等からの苦情があった場合には、わかりやすく的確な説明に努めるとともに、必要に応じて県と連携を図り、サービス事業所に対する指導を実施します。 |
| 78 | 介護相談員派遣事業 | 介護相談員が、施設等に訪問して利用者の要望等を把握するなど、開かれた施設を推進するとともに、サービスの質の向上を図ります。 |
| 79 | 情報提供の充実 | 高齢者福祉サービスや介護保険サービスの利用の方法等、市民にわかりやすいパンフレット等を作成・配布するとともに、広報誌やホームページ等による情報提供を行います。また、障害のある市民に情報が届くよう高齢者の福祉や介護の情報を提供します。 |
| 80 | 介護給付の適正化 | 介護サービスを必要とする人が、真に必要とするサービスを適正に提供するため、ケアプランのチェックのほか、要介護認定時の調査員調査書の点検、住宅改修の事前確認や実地調査をします。 |

2. 家族介護者への支援

介護保険サービスの利用は普及してきましたが、在宅介護は家族による介護が中心となっているのが現実です。高齢者が高齢者を介護する老々介護のほか、介護を受ける側も行う側も認知症という“認々介護”の事例もみられるようになっており、従来の家族介護者支援では対応が難しくなっています。

現 状

- 本市では地域支援事業により、在宅高齢者を介護している家族に対し、紙おむつなどの介護用品や介護手当の支給を、主に家族介護者支援を目的として行っています。

図表 70 家族介護者支援の事業実績

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------------------------|----------|----------|
| 介護用品給付事業(給付数) | 111人 | 101人 |
| 在宅寝たきり老人等介護手当支給事業(支給数) | 62人 | 59人 |
| 総合相談のうち介護サービスに関する相談件数 | 373件 | 343件 |

方針と取組み

- ▽高齢者の在宅生活を支えるため、家族介護者に対する負担軽減を図ります。また、家族介護者に対する相談機能の充実を図ります。

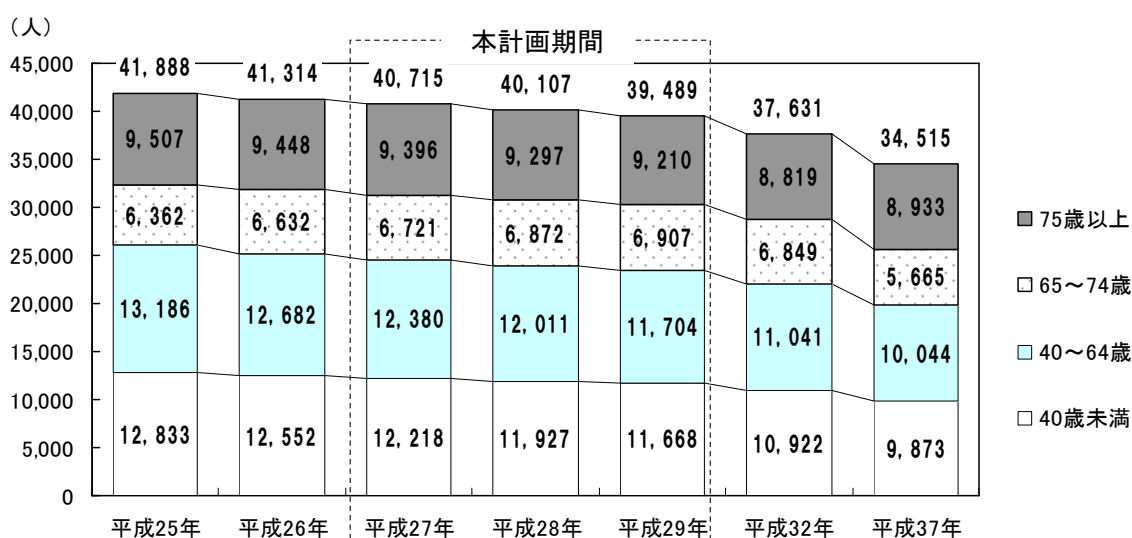
| No. | 項 目 | 内 容 |
|-----|-------------------|--|
| 81 | 介護用品給付事業 | 在宅高齢者を介護している家族に対し、紙おむつなどの介護用品を給付し、介護費用の負担を軽減します（被介護者の給付要件あり）。 |
| 82 | 在宅寝たきり老人等介護手当支給事業 | 在宅寝たきり老人等を介護している介護者に対し、介護手当を支給し、経済的負担の軽減と介護の労をねぎらいます（被介護者の支給要件あり）。 |
| 83 | 介護相談 | 介護家族の総合的な相談に応じていきます。 |

第6章 介護保険事業の見込み

1. 被保険者数の見込み

第1号被保険者（65歳以上人口）は平成28年でピークを迎え、最終年の平成29年度は16,117人と見込みます。また平成29年度の第2号被保険者（40～64歳）は11,704人と見込んでいます。

図表 71 被保険者数の予測



(単位：人、%)

| 年 | 現況 | 推 計 | | | | | |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 32 年 | 平成 37 年 |
| | 2013 年 | 2014 年 | 2015 年 | 2016 年 | 2017 年 | 2020 年 | 2025 年 |
| 40～64 歳 (第2号被保険者) | 13,186 | 12,682 | 12,380 | 12,011 | 11,704 | 11,041 | 10,044 |
| 高齢者人口 (第1号被保険者) | 15,869 | 16,080 | 16,117 | 16,169 | 16,117 | 15,668 | 14,598 |
| 前期高齢者 | 6,362 | 6,632 | 6,721 | 6,872 | 6,907 | 6,849 | 5,665 |
| 後期高齢者 | 9,507 | 9,448 | 9,396 | 9,297 | 9,210 | 8,819 | 8,933 |
| 高齢化率 | 37.9% | 38.9% | 39.6% | 40.3% | 40.8% | 41.6% | 42.3% |
| 総数(総人口) | 41,888 | 41,314 | 40,715 | 40,107 | 39,489 | 37,631 | 34,515 |

注：平成25年度までは実績数値、平成26年度以降は推計値

平成20～25年の各年10月1日の住民基本台帳（外国人含む）を基本とする男女1歳コーホートによるコーホート変化率法により推計

2. 要介護（要支援）認定者の見込み

平成26年度（見込み）の要介護（要支援）認定者数3,483人（うち第1号被保険者3,415人）から平成29年度（第6期計画期間の最終年度）には3,982人（うち第1号被保険者3,921人）と増加が見込まれます。

図表 72 要介護（要支援）認定者数の推計

（単位：人）

| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------|------|--------|--------|--------|--------|
| 総数 | | 3,483 | 3,655 | 3,818 | 3,982 |
| | 要支援1 | 458 | 490 | 522 | 554 |
| | 要支援2 | 497 | 520 | 541 | 561 |
| | 要介護1 | 631 | 666 | 700 | 734 |
| | 要介護2 | 545 | 587 | 627 | 666 |
| | 要介護3 | 387 | 397 | 405 | 412 |
| | 要介護4 | 446 | 473 | 499 | 525 |
| | 要介護5 | 519 | 522 | 524 | 530 |
| うち第1号被保険者数 | | 3,415 | 3,589 | 3,756 | 3,921 |
| | 要支援1 | 448 | 481 | 513 | 545 |
| | 要支援2 | 481 | 503 | 525 | 546 |
| | 要介護1 | 625 | 662 | 698 | 733 |
| | 要介護2 | 531 | 573 | 613 | 652 |
| | 要介護3 | 382 | 391 | 398 | 404 |
| | 要介護4 | 442 | 471 | 499 | 525 |
| | 要介護5 | 506 | 508 | 510 | 516 |

注：平成26年度は見込み

3. 施設・居住系サービス利用者数の見込み

施設・居住系サービス利用者数について平成24年度・25年度の実績、26年度の見込みを基本に、本計画期間中の1か月あたりの利用者を見込んでいます。施設入所待機者を減少させるため、市立の介護老人保健施設20床増床のほか、定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）1事業所の新たな整備を見込みます。

介護療養型医療施設については、本市はすべて転換済みであり、他市の施設転換分を見込んでいます。

居住系サービスは、第4期、第5期で拡充したことにより新たな整備は見込みません。

図表 73 施設・居住系サービス利用者数の推計

（単位：人／月）

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|
| (1)居宅(介護予防)サービス | | | | |
| 特定施設入居者生活介護 | 107 | 110 | 110 | 110 |
| (2)地域密着型(介護予防)サービス | | | | |
| 認知症対応型共同生活介護 | 288 | 264 | 264 | 264 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0 | 0 | 29 | 29 |
| (3)施設サービス | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 360 | 360 | 360 | 360 |
| 介護老人保健施設 | 277 | 282 | 282 | 292 |
| 介護療養型医療施設 | 8 | 6 | 3 | 0 |

注：平成26年度は見込み

※本市の介護老人福祉施設については、平成23年9月1日施行「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）及び厚生労働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示（平成23年厚生労働省告示第291号）の施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについて」に該当する施設（事業所）が1施設（事業所）あるため、省令に従い「一部ユニット型施設・事業所についての指定に係る取扱い」（平成23年9月30日付け厚生労働省老健局による事務連絡参照）に基づき、平成27年度より適正な対応（ユニット型部分の地域密着型介護老人福祉施設への移行）を行います。

第6章 介護保険事業の見込み

国においては、介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の利用者全体に対する要介護4、5の割合を平成26年度において70%以上とする目標を示してきました。

本市では平成26年度（見込み）で、要介護4が25.4%、要介護5が46.4%、合計で71.8%となっており、国の目標水準を上回ります。

内訳では、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が77.8%、在宅復帰を目指す介護老人保健施設が63.1%で、両施設ともに要介護5の割合が高く、各施設の機能に応じた割合となっています。

今後も施設サービス利用における重度者優先等に配慮しながら、施設サービス利用者に占める要介護4、5の割合が高まるよう適切な施設入所に取り組みます。

図表 74 本市の施設サービス利用者の重度者（要介護4・5）割合の達成状況と見込み

（単位：％）

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 施設サービス全体 | 71.8 | 71.4 | 71.3 | 71.1 |
| 介護老人福祉施設 | 77.8 | 77.7 | 77.7 | 77.7 |
| 介護老人保健施設 | 63.1 | 62.7 | 62.7 | 63.0 |
| 介護療養型医療施設 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | — |

4. 介護サービス基盤の整備方針

(1) サービスの体系

高齢者の自立支援、尊厳の保持に留意した良質なサービスの確保を推進します。

図表 75 介護保険制度の保険給付サービス体系

| 予防給付(要支援1~2) | | 介護給付(要介護1~5) | |
|----------------------|--|----------------------|--|
| 介護予防サービス | | 居宅サービス | |
| 介護予防訪問介護 | | 訪問介護 | |
| 介護予防訪問入浴介護 | | 訪問入浴介護 | |
| 介護予防訪問看護 | | 訪問看護 | |
| 介護予防訪問リハビリテーション | | 訪問リハビリテーション | |
| 介護予防居宅療養管理指導 | | 居宅療養管理指導 | |
| 介護予防通所介護 | | 通所介護 | |
| 介護予防通所リハビリテーション | | 通所リハビリテーション | |
| 介護予防短期入所生活介護 | | 短期入所生活介護 | |
| 介護予防短期入所療養介護(老健) | | 短期入所療養介護(老健) | |
| 介護予防短期入所療養介護(病院等) | | 短期入所療養介護(病院等) | |
| 介護予防福祉用具貸与 | | 福祉用具貸与 | |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | | 特定福祉用具購入費 | |
| 介護予防住宅改修 | | 住宅改修費 | |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | | 特定施設入居者生活介護 | |
| 地域密着型介護予防サービス | | 地域密着型サービス | |
| | | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | |
| | | 夜間対応型訪問介護 | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | | 認知症対応型通所介護 | |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | | 小規模多機能型居宅介護 | |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | | 認知症対応型共同生活介護 | |
| | | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | |
| | | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | |
| | | 看護小規模多機能型居宅介護 | |
| 介護予防地域密着型通所介護 | | 地域密着型通所介護 | |
| 介護予防支援 | | 居宅介護支援 | |
| | | 介護保険施設サービス | |
| | | 介護老人福祉施設 | |
| | | 介護老人保健施設 | |
| | | 介護療養型医療施設 | |

※看護小規模多機能型居宅介護:

平成27年度より「複合型サービス」から名称変更。

※「地域密着型通所介護の創設」(平成28年度):

小規模な通所介護事業所が、平成28年度から創設される地域密着型通所介護事業所になります。

第6章 介護保険事業の見込み

(2)サービス利用量の一覧

居宅サービスについては、サービスの種類ごと・介護度別にこれまでの実績や利用傾向を勘案し見込んでいます。とりわけ給付費全体で大きな割合を占める通所介護については、適切な利用増を見込んでいます。また、平成29年4月からの総合事業の実施に伴い、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が地域支援事業に移行します。

図表 76 予防給付（要支援1・2）の年間利用見込み

| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|--------|
| (1)介護予防サービス | | | | | |
| 介護予防訪問介護 | 給付費(千円) | 53,515 | 53,625 | 54,544 | 27,672 |
| | 人数(人) | 225 | 229 | 232 | 117 |
| | 回数(回) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問入浴介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 回数(回) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 給付費(千円) | 16,024 | 17,504 | 19,376 | 21,339 |
| | 回数(回) | 352.2 | 393.0 | 436.0 | 480.3 |
| | 人数(人) | 44 | 49 | 54 | 59 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 給付費(千円) | 5,302 | 5,456 | 5,647 | 5,678 |
| | 回数(回) | 163.8 | 172.4 | 178.8 | 180.1 |
| | 人数(人) | 18 | 20 | 21 | 22 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 給付費(千円) | 577 | 613 | 669 | 708 |
| | 人数(人) | 7 | 8 | 9 | 9 |
| 介護予防通所介護 | 給付費(千円) | 112,972 | 113,617 | 116,259 | 59,346 |
| | 人数(人) | 320 | 337 | 353 | 185 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 給付費(千円) | 22,550 | 22,307 | 22,344 | 22,450 |
| | 人数(人) | 49 | 51 | 52 | 54 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 給付費(千円) | 3,333 | 3,784 | 4,192 | 4,211 |
| | 日数(日) | 48.7 | 56.1 | 62.0 | 62.0 |
| | 人数(人) | 11 | 13 | 17 | 19 |
| 介護予防短期入所療養介護(老健) | 給付費(千円) | 305 | 482 | 678 | 886 |
| | 日数(日) | 5.4 | 8.7 | 12.3 | 16.0 |
| | 人数(人) | 1 | 2 | 2 | 3 |
| 介護予防短期入所療養介護(病院等) | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日数(日) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 給付費(千円) | 12,944 | 14,175 | 15,467 | 16,792 |
| | 人数(人) | 258 | 283 | 309 | 337 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 給付費(千円) | 2,602 | 2,662 | 2,888 | 3,079 |
| | 人数(人) | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 介護予防住宅改修 | 給付費(千円) | 16,132 | 17,927 | 19,826 | 21,787 |
| | 人数(人) | 11 | 12 | 14 | 16 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 給付費(千円) | 14,663 | 16,293 | 16,261 | 16,261 |
| | 人数(人) | 19 | 21 | 21 | 21 |
| (2)地域密着型介護予防サービス | | | | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 給付費(千円) | 539 | 850 | 1,196 | 1,565 |
| | 回数(回) | 4.6 | 7.4 | 10.4 | 13.7 |
| | 人数(人) | 1 | 2 | 2 | 3 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 給付費(千円) | 11,306 | 9,975 | 9,956 | 9,956 |
| | 人数(人) | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 介護予防地域密着型通所介護 | 給付費(千円) | | | 0 | 0 |
| | 人数(人) | | | 0 | 0 |
| (3)介護予防支援 | | | | | |
| 合計 | 給付費(千円) | 32,460 | 32,552 | 33,175 | 16,876 |
| | 人数(人) | 634 | 650 | 664 | 338 |

注：平成26年度は3～5月提供分による見込み 合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

第6章 介護保険事業の見込み

図表 77 介護給付（要介護1～5）の年間利用見込み

| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | |
|----------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (1) 居宅サービス | | | | | | |
| 訪問介護 | 給付費(千円) | 155,242 | 152,949 | 158,957 | 160,551 | |
| | 回数(回) | 5,192.9 | 5,277.9 | 5,541.7 | 5,674.1 | |
| | 人数(人) | 290 | 290 | 299 | 303 | |
| 訪問入浴介護 | 給付費(千円) | 19,777 | 20,635 | 22,496 | 24,778 | |
| | 回数(回) | 149 | 158.6 | 173.4 | 191.2 | |
| | 人数(人) | 35 | 36 | 38 | 41 | |
| 訪問看護 | 給付費(千円) | 63,827 | 63,380 | 63,439 | 68,123 | |
| | 回数(回) | 1,110.0 | 1,114.9 | 1,107.4 | 1,194.4 | |
| | 人数(人) | 155 | 160 | 167 | 184 | |
| 訪問リハビリテーション | 給付費(千円) | 10,342 | 11,191 | 13,886 | 19,383 | |
| | 回数(回) | 301.2 | 329.4 | 406.6 | 566.5 | |
| | 人数(人) | 33 | 34 | 35 | 40 | |
| 居宅療養管理指導 | 給付費(千円) | 12,531 | 14,161 | 16,812 | 20,198 | |
| | 人数(人) | 150 | 170 | 200 | 239 | |
| 通所介護 | 給付費(千円) | 638,943 | 692,830 | 443,470 | 467,098 | |
| | 回数(回) | 6,768 | 7,528.4 | 4,868.2 | 5,160.6 | |
| | 人数(人) | 737 | 822 | 538 | 581 | |
| 通所リハビリテーション | 給付費(千円) | 131,564 | 128,864 | 130,206 | 130,577 | |
| | 回数(回) | 1,199.2 | 1,227.1 | 1,260.9 | 1,285.2 | |
| | 人数(人) | 145 | 145 | 150 | 158 | |
| 短期入所生活介護 | 給付費(千円) | 205,345 | 227,331 | 238,525 | 241,357 | |
| | 日数(日) | 2,016.1 | 2,264.1 | 2,379.7 | 2,408.4 | |
| | 人数(人) | 237 | 275 | 299 | 307 | |
| 短期入所療養介護(老健) | 給付費(千円) | 40,224 | 39,335 | 41,204 | 44,141 | |
| | 日数(日) | 375.1 | 370.4 | 385.7 | 411.9 | |
| | 人数(人) | 48 | 48 | 51 | 53 | |
| 短期入所療養介護(病院等) | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 日数(日) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 福祉用具貸与 | 給付費(千円) | 103,939 | 112,640 | 115,529 | 120,994 | |
| | 人数(人) | 665 | 747 | 802 | 870 | |
| 特定福祉用具購入費 | 給付費(千円) | 4,961 | 5,131 | 5,250 | 5,557 | |
| | 人数(人) | 15 | 16 | 17 | 18 | |
| 住宅改修費 | 給付費(千円) | 16,949 | 17,700 | 18,239 | 22,018 | |
| | 人数(人) | 11 | 12 | 14 | 16 | |
| 特定施設入居者生活介護 | 給付費(千円) | 183,173 | 180,471 | 180,123 | 180,123 | |
| | 人数(人) | 88 | 89 | 89 | 89 | |
| (2) 地域密着型サービス | | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 夜間対応型訪問介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 認知症対応型通所介護 | 給付費(千円) | 68,111 | 73,884 | 77,038 | 79,829 | |
| | 回数(回) | 510.1 | 555.2 | 577.8 | 597.7 | |
| | 人数(人) | 40 | 42 | 43 | 45 | |
| 小規模多機能型居宅介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 認知症対応型共同生活介護 | 給付費(千円) | 848,768 | 762,373 | 760,901 | 760,901 | |
| | 人数(人) | 283 | 260 | 260 | 260 | |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 74,822 | 74,822 | |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 29 | 29 | |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 給付費(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 人数(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 地域密着型通所介護 | 給付費(千円) | | | 283,530 | 298,637 | |
| | 回数(回) | | | 3,112.5 | 3,299.4 | |
| | 人数(人) | | | 344 | 371 | |
| (3) 施設サービス | | | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 給付費(千円) | 1,106,219 | 1,084,443 | 1,082,348 | 1,082,348 | |
| | 人数(人) | 360 | 360 | 360 | 360 | |
| 介護老人保健施設 | 給付費(千円) | 862,954 | 860,439 | 858,777 | 888,745 | |
| | 人数(人) | 277 | 282 | 282 | 292 | |
| 介護療養型医療施設 | 給付費(千円) | 39,413 | 27,291 | 13,619 | 0 | |
| | 人数(人) | 8 | 6 | 3 | 0 | |
| (4) 居宅介護支援 | 給付費(千円) | 189,285 | 199,218 | 204,769 | 211,862 | |
| | 人数(人) | 1,156 | 1,250 | 1,299 | 1,354 | |
| 合計 | | 給付費(千円) | 4,701,567 | 4,674,266 | 4,803,940 | 4,902,042 |

注：平成26年度は3～5月提供分による見込み 合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

(3)総給付費

予防給付と介護給付を合計した総給付費は以下のとおりです。

費用負担の見直しに伴う財政影響額の算定に基づく総給付費となります。

図表 78 総給付費の見込み

(単位：千円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 総給付費 | 4,986,088 | 5,126,418 | 5,130,648 |
| 予防給付 | 311,822 | 322,478 | 228,606 |
| 介護給付 | 4,674,266 | 4,803,940 | 4,902,042 |

注：合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

図表 79 費用負担の見直しに伴う財政影響額を反映した総給付費見込み

(単位：円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 合 計 |
|----------------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 標準給付費見込額(A) | 5,344,984,961 | 5,485,565,867 | 5,495,239,536 | 16,325,790,364 |
| 総給付費(一定以上所得者負担の調整後) | 4,976,880,689 | 5,112,191,490 | 5,116,388,976 | 15,205,461,155 |
| 総給付費 | 4,986,088,000 | 5,126,418,000 | 5,130,648,000 | 15,243,154,000 |
| 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額 | 9,207,311 | 14,226,510 | 14,259,024 | |
| 特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後) | 235,949,272 | 237,438,377 | 239,019,560 | 712,407,209 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 245,662,786 | 257,997,319 | 262,622,769 | 766,282,875 |
| 補足給付の見直しに伴う財政影響額 | 9,713,514 | 20,558,942 | 23,603,209 | |
| 高額介護サービス費等給付額 | 111,240,000 | 114,577,000 | 118,014,000 | 343,831,000 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 14,832,000 | 15,276,000 | 15,734,000 | 45,842,000 |
| 算定対象審査支払い手数料 | 6,083,000 | 6,083,000 | 6,083,000 | 18,249,000 |

注：合計と内訳は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

特定入所者介護(予防)サービス費：

低所得者の人に過剰な負担にならないよう、施設・短期入所サービスの食費・居住費(滞在費)負担には限度額が設定され、限度額を超えた分を保険給付するもの。

高額介護(予防)サービス費：

介護サービス利用者負担の合計額が一定額以上超えた場合、その超えた分を支給するもの。

高額医療合算介護サービス費：

医療保険と介護保険の両方の自己負担の合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合に差額を支給するもの。

審査支払手数料：

サービス給付費をサービス事業者を支払う際、国民健康保険団体連合会において行われる審査等に対する手数料。

(4)地域支援事業費の見込み

要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする地域支援事業は、「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3事業から構成されます。

なお、平成29年4月から「介護予防事業」は「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行します。

図表 80 地域支援事業費の見込み

(単位：円)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 合計 |
|------------------|------------|------------|-------------|-------------|
| 地域支援事業費(B) | 88,634,000 | 92,303,000 | 213,140,000 | 394,077,000 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 15,013,000 | 15,013,000 | 142,884,000 | 172,910,000 |
| 包括的支援事業・任意事業費 | 73,621,000 | 77,290,000 | 70,256,000 | 221,167,000 |

第6章 介護保険事業の見込み

図表 81 地域支援事業の内容

| 事業名 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
|---------------|-------------------------|---------------------|------------|---------------------|------------|
| | | 実施回数・訪問件数 | 費用額(円) | 実施回数・訪問件数 | 費用額(円) |
| 介護予防事業 | 二次予防事業 | | 4,494,000 | | 4,494,000 |
| | 二次予防事業対象者の把握事業 | | 377,000 | | 377,000 |
| | 通所型介護予防事業 | 206 | 4,112,000 | 206 | 4,112,000 |
| | 訪問型介護予防事業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 二次予防事業評価事業 | | 5,000 | | 5,000 |
| | 一次予防事業 | | 10,182,000 | | 10,182,000 |
| | 介護予防普及啓発事業 | | 7,807,000 | | 7,807,000 |
| | 地域介護予防活動支援事業 | | 2,370,000 | | 2,370,000 |
| | 一次予防事業評価事業 | | 5,000 | | 5,000 |
| | 総合事業精算金支払事業 | | 337,000 | | 337,000 |
| | 総合事業費 | | 337,000 | | 337,000 |
| 介護予防事業計 | | | 15,013,000 | | 15,013,000 |
| 包括的支援事業 | 地域包括支援センターの運営 | | | | |
| | 介護予防ケアマネジメント事業 | 地域包括支援センター (箇所数) | 49,066,000 | 地域包括支援センター (箇所数) | 50,202,000 |
| | 総合相談支援・権利擁護事業 | | | | |
| | 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 | 1箇所 | | 1箇所 | |
| | 在宅医療・介護連携の推進 | | 45,000 | | 45,000 |
| | 認知症施策の推進 | | 2,805,000 | | 2,734,000 |
| | 認知症初期集中支援推進事業 | | 171,000 | | 171,000 |
| | 認知症地域支援推進員等設置事業 | | 2,624,000 | | 2,553,000 |
| | 認知症ケア向上推進事業 | | 10,000 | | 10,000 |
| 生活支援サービスの基盤整備 | | 403,000 | | 403,000 | |
| 包括的支援事業計 | | | 52,319,000 | | 53,384,000 |
| 任意事業 | 介護給付等費用適正化事業 | | 2,900,000 | | 2,912,000 |
| | 家族介護支援事業 | | 11,161,000 | | 11,161,000 |
| | 家族介護教室 | | 0 | | 0 |
| | 認知症高齢者見守り事業 | | 97,000 | | 97,000 |
| | 家族介護継続支援事業 | | 11,064,000 | | 11,064,000 |
| | その他事業 | | 0 | | 0 |
| | その他事業 | | 7,241,000 | | 9,833,000 |
| | 成年後見制度利用支援事業 | | 448,000 | | 448,000 |
| | 福祉用具・住宅改修支援事業 | | 0 | | 0 |
| | 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 | | 0 | | 0 |
| | 地域自立生活支援事業 | | 3,045,000 | | 5,637,000 |
| その他事業 | | 3,748,000 | | 3,748,000 | |
| 任意事業計 | | | 21,302,000 | | 23,906,000 |
| 地域支援事業合計 | | | 88,634,000 | | 92,303,000 |

図表 82 地域支援事業（平成29年4月以降）の内容

| 事業名 | | 平成29年度 | |
|--------------------|---------------------------|------------|-------------|
| | | 実施回数・訪問件数 | 費用額(円) |
| 新しい介護予防・日常生活支援総合事業 | 介護予防・生活支援サービス事業 | | 128,643,000 |
| | 訪問型サービス(第1号訪問事業) | 116 | 28,248,000 |
| | 通所型サービス(第1号通所事業) | | 79,385,000 |
| | 通所介護 | 185 | 60,873,000 |
| | 通所型サービスB(住民主体による支援) | 100 | 14,400,000 |
| | 通所型サービスC(短期集中予防サービス) | 206 | 4,112,000 |
| | その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業) | | 3,748,000 |
| | 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業) | | 17,262,000 |
| | 一般介護予防事業 | | 10,197,000 |
| | 介護予防把握事業 | | 10,000 |
| | 介護予防普及啓発事業 | | 7,807,000 |
| | 地域介護予防活動事業 | | 2,370,000 |
| | 一般介護予防事業評価事業 | | 10,000 |
| | 地域リハビリテーション活動支援事業 | | 0 |
| | 総合事業精算金支払事業 | | 4,044,000 |
| | 総合事業費 | | 4,044,000 |
| | 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)計 | | |
| 包括的支援事業 | 地域包括支援センターの運営 | 地域包括支援センター | |
| | 総合相談支援・権利擁護事業 | (箇所数) | 50,127,000 |
| | 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 | 1箇所 | |
| | 在宅医療・介護連携の推進 | | 45,000 |
| | 認知症施策の推進 | | 2,770,000 |
| | 認知症初期集中支援推進事業 | | 171,000 |
| | 認知症地域支援推進員等設置事業 | | 2,589,000 |
| | 認知症ケア向上推進事業 | | 10,000 |
| 生活支援サービスの基盤整備 | | 403,000 | |
| 包括的支援事業計 | | | 53,345,000 |
| 任意事業 | 介護給付等費用適正化事業 | | 2,948,000 |
| | 家族介護支援事業 | | 11,161,000 |
| | 家族介護教室 | | 0 |
| | 認知症高齢者見守り事業 | | 97,000 |
| | 家族介護継続支援事業 | | 11,064,000 |
| | その他事業 | | 0 |
| | その他事業 | | 2,802,000 |
| | 成年後見制度利用支援事業 | | 448,000 |
| | 福祉用具・住宅改修支援事業 | | 0 |
| | 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 | | 0 |
| | 地域自立生活支援事業 | | 2,354,000 |
| その他事業 | | 0 | |
| 任意事業計 | | | 16,911,000 |
| 地域支援事業合計 | | | 213,140,000 |

(5)介護保険事業費の見込みと財源

標準給付費見込額と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、3年間合計で約167億2千万円と見込みます。

なお、介護保険事業費の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料（介護給付費交付金）、国・県・本市の負担金によって賄われます。

第6期計画期間の第1号被保険者の負担割合が22%と定められています。

図表 83 介護保険事業費の見込み

(単位：円)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 3年間合計 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 標準給付費見込額 | 5,344,984,961 | 5,485,565,867 | 5,495,239,536 | 16,325,790,364 |
| 地域支援事業費 | 88,634,000 | 92,303,000 | 213,140,000 | 394,077,000 |
| 介護保険事業費 計 | 5,433,618,961 | 5,577,868,867 | 5,708,379,536 | 16,719,867,364 |

図表 84 介護保険事業の財源構成

(単位：%)

| | 国 | 県 | 本市 | 第1号被保険者 | 第2号被保険者 |
|---------------------------|------|------|------|---------|---------|
| 居宅サービス等 | 25.0 | 12.5 | 12.5 | 22.0 | 28.0 |
| 施設サービス等 | 20.0 | 17.5 | 12.5 | 22.0 | 28.0 |
| 介護予防事業 介護予防・日常生活支援総合事業 | 25.0 | 12.5 | 12.5 | 22.0 | 28.0 |
| 包括的支援事業・任意事業 | 39.0 | 19.5 | 19.5 | 22.0 | |

5. 介護保険料の算定

介護保険制度における65歳以上の保険料（第1号保険料）は、おおむね3年間を通じて財政の均衡を保つことができるよう、3年を1期間として、介護サービス量に基づき、保険者ごとに決められます。

保険料は以下により算出されます。なお、介護給付費準備基金の取り崩しを行います。

図表 85 保険料算出過程

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} - \textcircled{3} - \textcircled{4} - \textcircled{5} (\text{下表参照}) = \text{保険料収納必要額 (A)}$$

$$\text{第1号被保険者の推計数} \times \text{所得段階別加入割合補正係数} = \text{第1号被保険者数 (B)}$$

$$(A) \div \text{予定保険料収納率} \div (B) = \text{年額保険料 (基準額)}$$

(単位：円)

| 項目 | | 金額等 |
|------------------------|-----------------------|----------------|
| 標準給付費見込額 | ① | 16,325,790,364 |
| 地域支援事業費 | ② | 394,077,000 |
| 第1号被保険者負担相当額 | ③ = (① + ②) × 22% | 3,678,370,820 |
| 調整交付金相当額 | ④ | 823,433,718 |
| 調整交付金見込額 | ⑤ | 1,644,280,000 |
| 準備基金取崩額 | ⑥ | 19,500,000 |
| 財政安定化基金取崩による交付額 | ⑦ | 0 |
| 保険料収納必要額 | ⑧ = ③ + ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦ | 2,838,024,538 |
| 予定保険料収納率 (%) | ⑨ | 99.0 |
| 被保険者数(所得段階加入割合補正後) (人) | ⑩ | 42,660 |
| 保険料(年額) | ⑪ = ⑧ ÷ ⑨ ÷ ⑩ | 67,200 |
| 保険料基準額(月額) | ⑫ = ⑪ ÷ 12 | 5,600 |

6. 本市の第1号被保険者が負担する保険料の設定

本市の所得構造の特性を踏まえ、国の基準通りの9段階を設定します。

なお、公費による負担軽減導入により、第1段階については平成27年度、平成28年度は0.50から0.45に実質的負担割合が軽減されます。また消費税の10%引上げにより、平成29年度は、第1段階は0.45から0.30に、第2段階は0.75から0.50に、第3段階は0.75から0.70に負担割合が軽減されます。

図表 86 第1号保険料の所得段階別区分

| 所得段階 | 対象者 | 保険料率 |
|------|--|------------------|
| 第1段階 | 生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 | 0.50 |
| | 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方 | 【0.45】 (0.30) |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超え120万円以下の方 | 0.75 (0.50) |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円を超える方 | 0.75 (0.70) |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税（世帯では課税）で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方 | 0.90 |
| 第5段階 | 本人が市民税非課税（世帯では課税）で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超える方 | 1.00 (基準額) |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額の合算額が120万円未満の方 | 1.20 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方 | 1.30 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方 | 1.50 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上の方 | 1.70 |

本計画における第1号被保険者の保険料（基準額）は以下の通りとします。

図表 87 第1号被保険者の保険料（基準額）

| | 月額 | 年額 |
|---------------|--------|---------|
| 保険料の基準額（第5段階） | 5,600円 | 67,200円 |

資料編

西予市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

平成16年4月1日
告示第32号

(設置)

第1条 介護を社会全体で支え、高齢者が生き生きと生活できるまちづくりを目指し、国が定める基本指針に即して、西予市における介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「介護保険事業計画」という。)を策定するため、西予市介護保険事業計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、幅広い関係者の協力を得て、次に掲げる項目について審議検討し、意見及び提言を行うものとする。

- (1) 介護保険事業計画案の策定に関すること。
- (2) 老人福祉計画の見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、介護保険事業計画の策定に関して必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内で組織する。

2 委員会の委員は、市長が、委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から介護保険事業計画案の策定年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことが出来ない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、西予市役所内に置き、庶務は、高齢福祉課が行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年告示第83号)

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年告示第42号)

この告示は、公布の日から施行する。

西予市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

敬称略・順不同

| 氏名 | 所属・職 | 区分 | 備考 |
|-----------|---------------------------------------|-------------------|------|
| 源 正 樹 | 西予市議会厚生常任委員会委員長 | 学識経験者 | |
| 酒井 宇之吉 | 西予市議会厚生常任委員会副委員長 | 学識経験者 | |
| 三好 康 司 | 西予市医師会会長 | 保健医療関係者 | 副委員長 |
| 松岡 英 志 | 西予市民生児童委員協議会会長 | 福祉関係者 | |
| 宇都宮 大朗 | 西予市社会福祉協議会会長 | 福祉関係者 | 委員長 |
| 管 家 一 夫 | 西予総合福祉会理事長 | 福祉関係者 | |
| 別 宮 静 | 西予市野城総合福祉協会理事長 | 福祉関係者 | |
| 三 好 勇 | 西予市老人クラブ連合会会長 | 住民代表 (第1号被保険者) | |
| 濱 田 正 明 | | 住民代表 (第1号被保険者) | |
| 中 越 稔 子 | | 住民代表 (第1号被保険者) | |
| 山 本 綾 子 | 西予市連合婦人会会長 | 住民代表 (第2号被保険者) | |
| 稲 葉 憲 治 | | 住民代表 (第2号被保険者) | |
| 徳 居 勝 子 | | 住民代表 (第2号被保険者) | |
| 小川口 淳子 | 訪問看護ステーション東宇和所長 | 居宅サービス事業者 | |
| 和 家 慎 一 郎 | 有限会社和家 グループホーム蘭 (認知症対応型共同生活介護) 取締役 | 地域密着型サービス事業者 | |
| 樋 口 志 保 | 老人保健施設みのり園 (介護老人 保健施設) 施設長 | 施設サービス事業者 | |
| 河 野 千 恵 香 | 西予市地域包括支援センター センター長 | 地域包括支援センター | |
| 九 鬼 則 夫 | 西予市副市長 | 行政関係者 | |

※ 職名は委嘱時点

策定委員会開催状況

| | 開催日 | 議題 |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 平成26年10月15日 | 1 委員長及び副委員長の選出について 2 介護保険制度・介護保険事業計画の概要について 3 その他 |
| 第2回 | 平成26年12月17日 | 1 日常生活圏域の設定について 2 西予市の介護保険事業状況について 3 施設・居住系サービスの見込みについて 4 地域密着型サービスの見込みについて 5 第6期の第1号被保険者の介護保険料について 6 第6期介護保険事業計画期間における保険料段階の設定について 7 その他 |
| 第3回 | 平成27年1月28日 | 1 地域密着型介護老人福祉施設の見込みについて 2 第6期のサービス見込量等について 3 第6期の第1号被保険者の介護保険料について 4 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について 5 第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）について 6 その他 |
| 第4回 | 平成27年2月25日 | 1 第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について 2 その他 |

意見書

平成 27 年 2 月 26 日

西予市長 三 好 幹 二 様

西予市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画策定委員会
委員長 宇都宮 大 朗

西予市第 6 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について

21 世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、平成 12 年に創設された介護保険制度は、我が国の高齢期を支える制度として着実に定着してきました。

この間、平成 17 年度は介護予防重視型システムへの転換や地域密着型サービスの創設などの改正、平成 23 年度は医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」実現のための改正が行われました。

一方、後期高齢者の増加に伴う要介護者等の増加、サービス利用者の増加に伴い、給付費及び介護保険料ともに増加し続けており、将来に渡って持続可能な社会保障制度の確立を図るため、「医療・介護総合確保推進法」（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）が平成 26 年 6 月に公布・施行されました。これにより地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための整備等を本格的に行うことになりました。

この度策定する第 6 期介護保険事業計画は、第 5 期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、地域住民や団体等多様な主体を活用した、新しい介護予防・日常生活支援総合事業等を柱とする介護保険制度改正を踏まえ、団塊の世代が 75 歳に到達する 2025 年に向けた「地域包括ケア計画」として発展させていく必要があります。

当委員会においては、これらの大きな制度改正の中で、西予市の課題に対応した標記計画について、審議及び検討を行いました。

その審議及び検討結果に基づき、別冊「西予市第 6 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）」を策定しましたので、別紙「意見書」を附して、当委員会における意見及び提言といたします。

意見書

- 1 本計画の趣旨や理念、その内容等について、広く市民に周知するとともに、本計画の推進に当たっては、市民・地域団体・事業者等の理解と協力を求めるよう努められたい。
- 2 医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」について、本市の地域特性や市民の意向を踏まえながら、着実な推進に努められたい。
- 3 できる限り要介護状態となることなく、質の高い高齢期の生活が送れるよう、壮年期からの健康増進と介護予防に取り組み、健康寿命の延伸に努められたい。
- 4 認知症となっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症高齢者の早期発見や家族等への支援、徘徊対策の充実に努められたい。
- 5 市民が負担する介護保険料や税金が、真に要介護者等の自立支援につながるよう、介護保険制度の趣旨について普及啓発を行うとともに、介護給付等に要する費用の適正化に努められたい。
- 6 利用者本位の介護サービスが円滑に受けられるよう必要量の確保及び質の向上、サービスの安全性に努めることはもとより、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るため、市民と市が共に考える方策を講じるよう努められたい。
- 7 本計画において設定した西予市の重点課題の解決に向けた数値目標等を活用し、計画の着実な進行管理に努められたい。



西予市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成27年3月発行

発行・編集 西予市福祉事務所 高齢福祉課

| | | |
|-------------|---|---|
| 住 | 所 | 〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1 |
| 電 | 話 | 0894-62-6406 |
| F A X | | 0894-62-6543 |
| E - M A I L | | koureifukushika@city.seiyo.ehime.jp |
| U R L | | http://www.city.seiyo.ehime.jp/ |